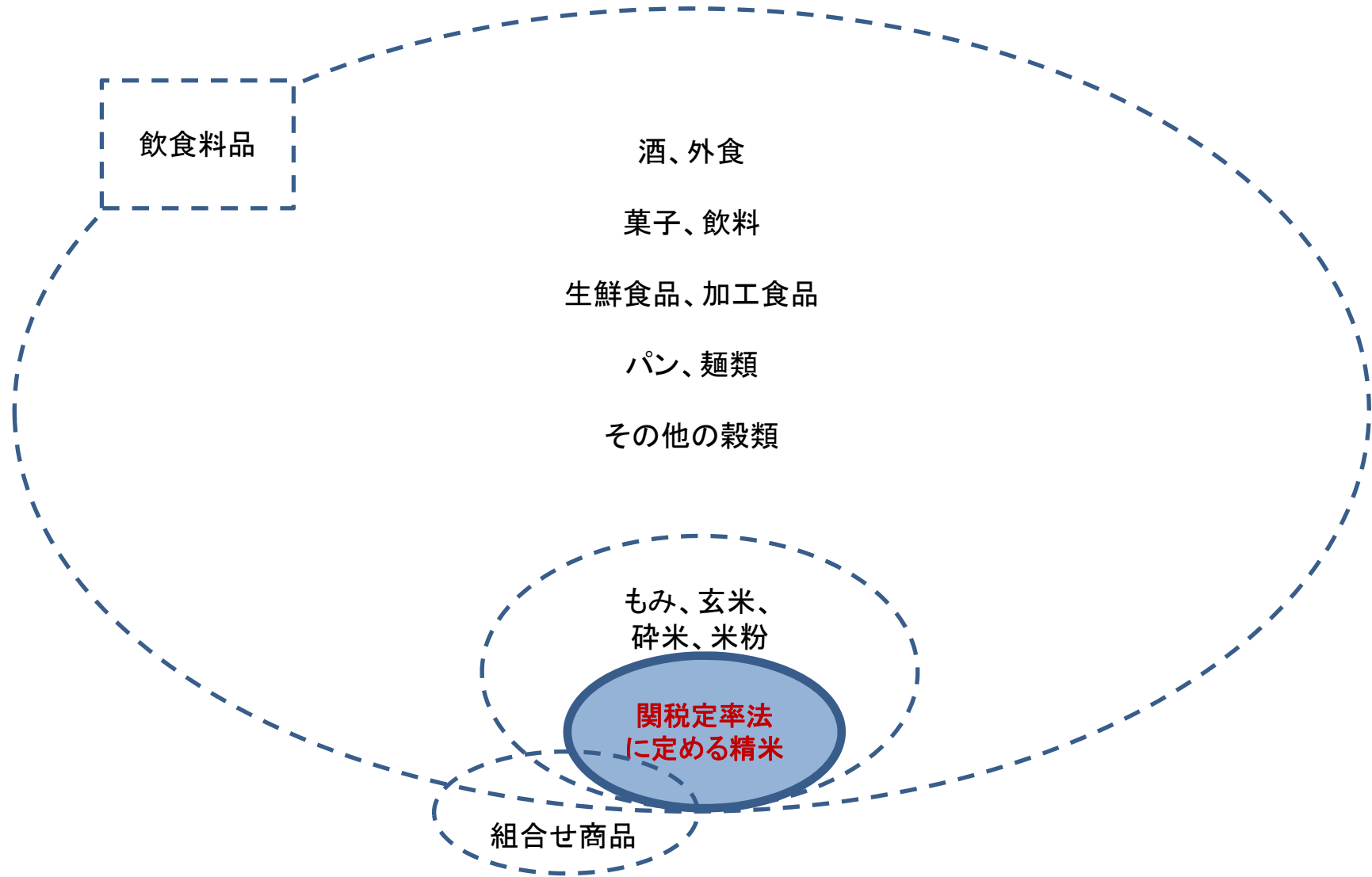


参 考 資 料

精米を対象とした場合

定義規定(精米の場合)の軽減税率対象範囲のイメージ

○ 精米; 関税定率法別表第1006・30号に掲げる精米



※ 取扱いは税法独自
に規定する必要

関税定率法 別表 関税率表(抄)

第一〇類

番号	品名	税率
第一〇類 穀物 注 1		
	(A) この類の各項の物品は、穀粒があるもの(穂又は茎に付いているかいないかを問わない。)に限り、当該各項に属する。 (B) この類には、殻の除去その他の加工をした穀物を含まない。ただし、第一〇・〇六項には、玄米、精米、研磨した米、つや出した米、パーボイルドライス及び碎米を含む。	
2 省略 号注 1 省略		
一〇・〇六	米	
一〇〇六・一〇	もみ	一キログラムにつき四〇二円
一〇〇六・二〇	玄米	一キログラムにつき四〇二円
<u>一〇〇六・三〇</u>	<u>精米</u> (研磨してあるかないか又はつや出してあるかないかを問わない。)	一キログラムにつき四〇二円
一〇〇六・四〇	碎米	一キログラムにつき四〇二円

関税定率法 関税率表の解釈に関する通則(通則3)の概要

<通則3>

○ 二以上の項に属するとみられる物品は、通則3(a)以下により分類を決定する

<通則3 (a) >

○ 分類は最も特殊な限定をしている項が優先する。ただし、混合物やセット等については適用しない

<通則3 (b) >

○ 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であつて、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する

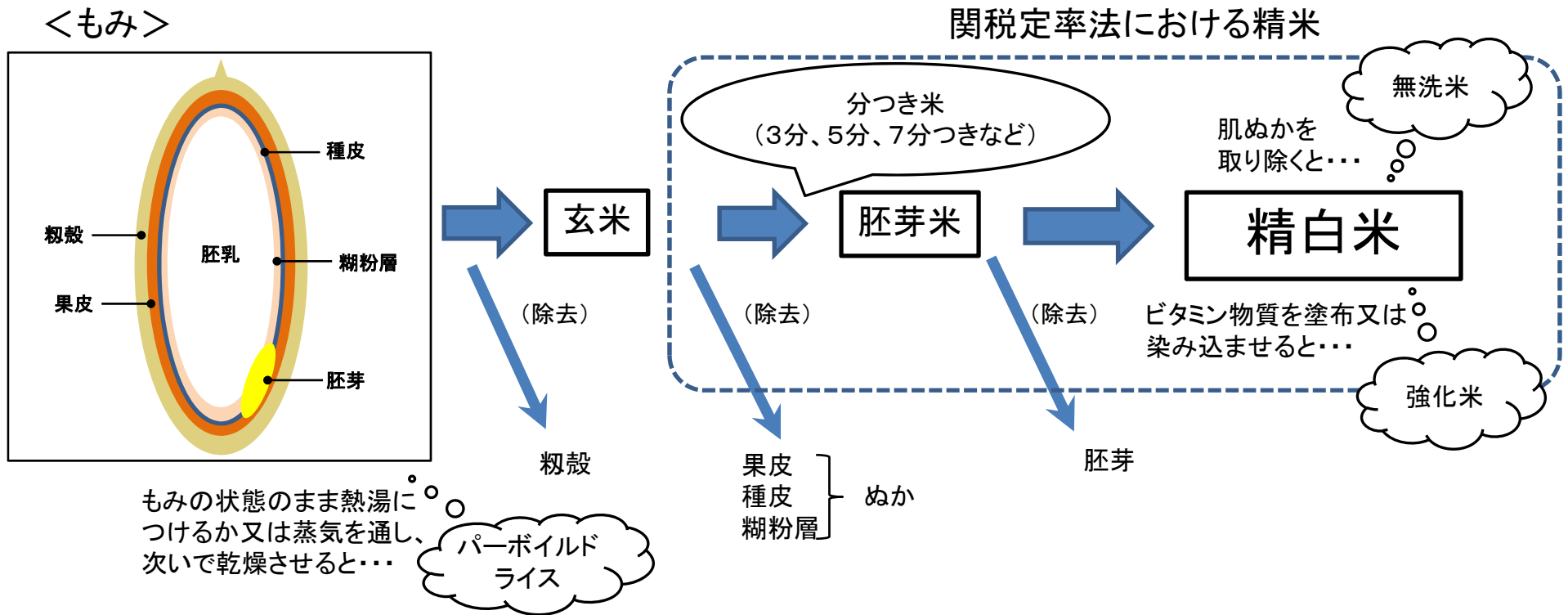
- 重要な特性の判断にあつては、構成要素の性質(容積、数量、重量、価格等)又は使用する際の構成材料の役割を考慮する
- 「小売用のセット」と認められるための要件
 - (a) 異なる項に属する二以上の物品から成るもの
 - (b) 特定の必要性を満たすため、又は、特定の活動を行うために共に包装されている
 - (c) 再包装せず使用者に直接販売できる

<通則3 (c) >

○ (a)及び(b)の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する

※調整食料品の混合物には、分離課税扱い(別々の商品として課税)となるものがある。

精米に至る流れ



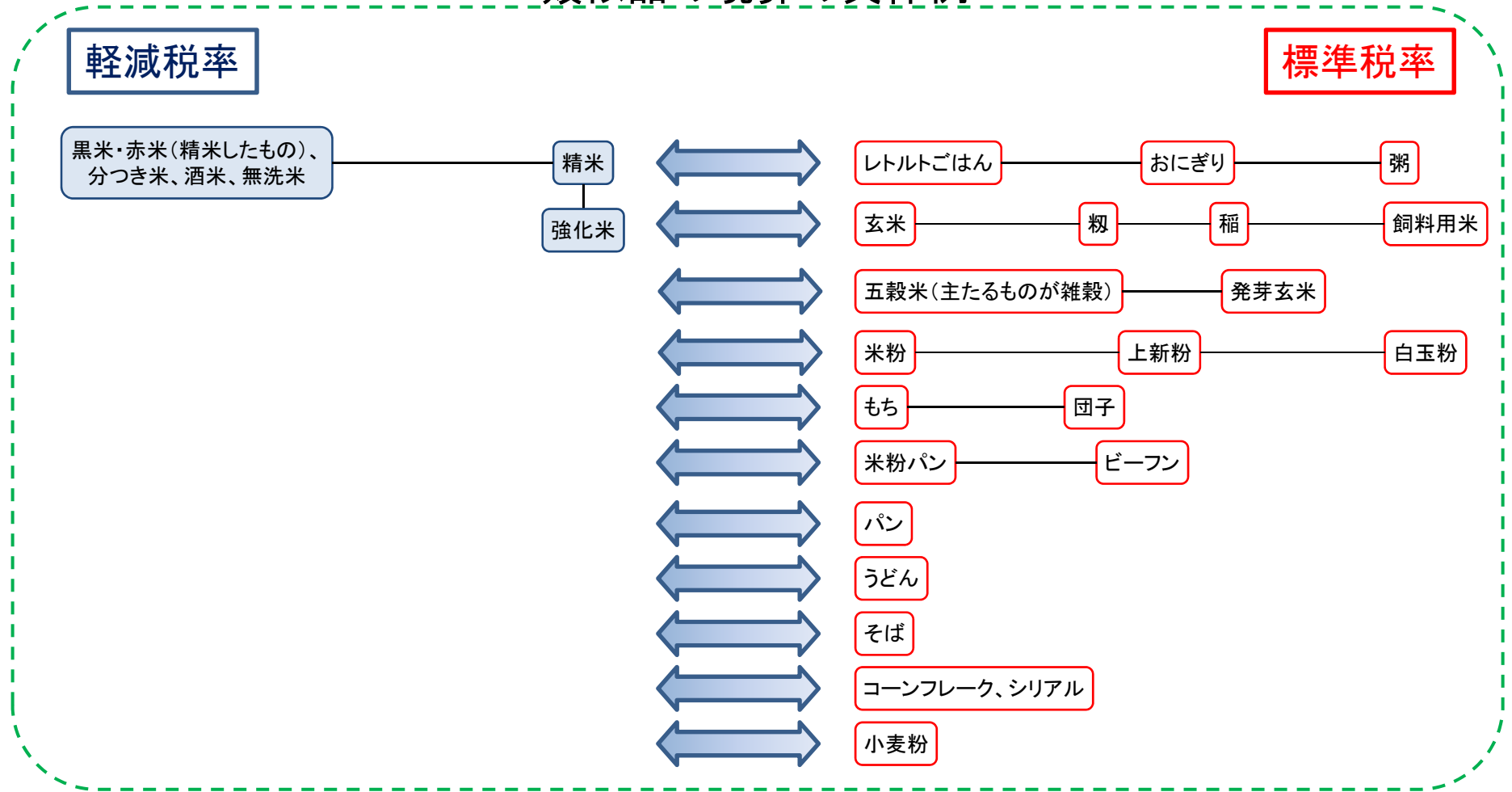
(注)『関税率表解説・分類例規』における「精米」の解説

先が細くなっている特殊な円筒中を通すことにより果皮を除去した全形の米粒である。

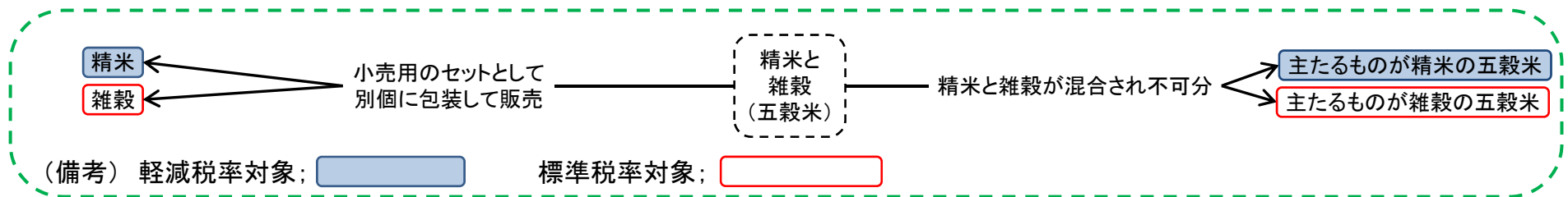
精米は見かけをよくするために、研磨し、次いでつや出しされることがある。研磨工程（精米されたままのつやのない表面を美化するための工程）は、ブラシ機又はポリッシングコーン (polishing cones) により行われる。つや出しは、特殊なつや出しドラムの中でぶどう糖とタルクとの混合物を穀粒に塗布して行う。

この項には、また、油をうすく塗布した精米である“camolino”も含まれる。

類似品の境界の具体例



組み合わせ商品の具体例



区分経理に対応した請求書等保存方式（6月5日資料B案）

- ① 売手が課税事業者か免税事業者にかかわらず、区分記載請求書等（軽減品目に印を付した上で、税率毎に取引金額を記載した請求書をいう。）の交付及び保存を義務付け。また、区分記載請求書等の不交付及び偽りの税率区分を記載した請求書等の交付行為に対しては罰則。
- ② 買手は、区分記載請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる（売手側への発行の義務付けにより、標準税率のモノと軽減税率のモノとを区別して仕入税額控除の計算ができることを、制度的に担保）。
 （注）ただし、売手が税率区分を誤った請求書を発行したとしても、買手は、売手に請求書の再発行を求めなく正しい税率区分で控除することができる。
- ③ 免税事業者も課税事業者と同様の請求書等を交付できる。（この結果、買手は免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除が可能。）
 （注）免税事業者は、納税義務を免除されているので、請求書に税額を記載することはできない。
- ④ 納付税額の計算方法：売上税額、仕入税額ともに、課税期間における課税売上高、課税仕入高を税率毎に区分して集計し、集計された合計額にそれぞれ税率を乗じることにより計算。

売手（課税事業者）



売手（免税事業者）



③交付義務あり

③交付義務あり

請求書	
〇〇御中	
11月分	21,800円（税込）
11/1	精米※ 5,400円
11/8	雑貨 5,500円
：	
合計	21,800円
	（うち10%対象）（11,000円）
	（うち8%対象）（10,800円）

注）※印は軽減税率（8%）適用商品

③控除可能

③控除可能

③（注）

買手



②区分記載請求書等の保存が仕入税額控除の要件

【留意点等】

- EIU型インボイス方式と異なり、区分記載請求書等には、商品毎の税額の記載は要さず、仕入税額控除にあたっては、税額の積上げ計算を必要としない仕組み。このため、売手と買手が相互にチェック・監視して真正性を担保する仕組みが働かないことにより、誤った請求書等が交付された場合に売手と買手が異なる税率で計算するという問題や、免税事業者にとって事実と異なる記載をする誘因が働くという問題がある。ただし、区分記載請求書等の交付義務付け・罰則によって、
 - ✓ 適切な区分記載請求書等の発行が一定程度は担保されるため、買手が適切な区分記載請求書等の交付を受けられる可能性が高い。
 - ✓ 売手と買手の力関係による請求書不交付等のリスクは一定程度解消される。
 - ✓ 免税事業者による、偽りの税率区分を記載した区分記載請求書等の発行についても、一定程度抑えられるか。
- 買手は、免税事業者からの仕入れについても仕入税額控除が可能であるため、売手が免税事業者かどうかを確認することなく、取引ができる。
 - ✓ このため、免税事業者が取引から排除されるという問題は生じない。
 - ✓ ただし、課税売上高が1千万円を下回る中小零細事業者である免税事業者に適用税率を正確に判断させることが、事務処理能力上可能かという事実上の問題がある。
 - ✓ 加えて、免税事業者に対し、自らの納税には結びつかない税率を判断して請求書を発行すべしという新たな義務を課すことになり、事務処理能力に配慮して導入されている事業者免税点制度の趣旨との矛盾をきたすのではないかという問題がある。
 - ✓ また、500万を超える免税事業者に、新たに適用税率を判断させるためには、税務当局・関係民間団体をはじめとする体制の構築と十分な準備期間・経過期間が不可欠。免税事業者の側には、罰則を避けたいというインセンティブはあるものの、目に見えるメリットは乏しいため、指導には困難が予想される。

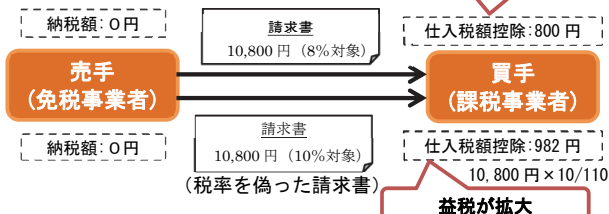
①交付義務あり
保存義務あり
不交付及び税率区分を偽った請求書を発行した場合の罰則あり

○ 納付税額の計算方法【④】

売上（10%対象）220万円×10/110=20万円 仕入（10%対象）110万円×10/110=10万円
 （8%対象）108万円×8/108=8万円 （8%対象）54万円×8/108=4万円
 ⇒ **売上税額：20万円+8万円=28万円** ⇒ **仕入税額：10万円+4万円=14万円**

納付税額 28万円-14万円=14万円 ※売上・仕入の税率区分毎の合計に税率を乗じて税額計算

○ 複数税率制度において、免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除を認める制度とすると、免税事業者が税率を偽ることで、いわゆる益税が拡大するおそれがある。（適正な請求書）



○ 現行制度において、事業者免税点制度を悪用した不正は後を絶たない。新設法人が免税事業者となることを利用して子会社の設立・解散を繰り返して納税義務を免れる事例や、多数の子会社に売上を分散し、売上を免税点以下に抑える事例などが見られる。

○ 軽減税率の導入により、悪意のある課税事業者が、軽減税率品目の仕入を行う際、自ら設立した新設法人を経由させ、当該新設法人から標準税率品目と偽って記載した請求書等を受け取ることによって、税率差分を利得するといった新たな不正が行われる可能性がある。

簡易課税制度における対応

1. 簡易課税制度の仕組み

○ 簡易課税制度は、『売上税額(売上高×税率)』×『みなし仕入率』を『仕入税額(仕入高×税率)』とみなす制度。

仕入率は、事業ごとに異なるため、みなし仕入率は事業単位で設定。したがって、一の事業者であっても複数の事業を営む場合には、その事業ごとに売上高を把握し、事業ごとのみなし仕入率を当てはめて、仕入税額を算出することとなる(図1)。

(注1) 現行の「みなし仕入率」は、簡易課税の適用対象となる事業者の中から業種ごとにサンプルを抽出し、個別の事業者から提出された申告書に添付されている決算書等进行分析・集計することによって把握された仕入率(課税売上高に占める課税仕入高の割合)を参考に設定されている。

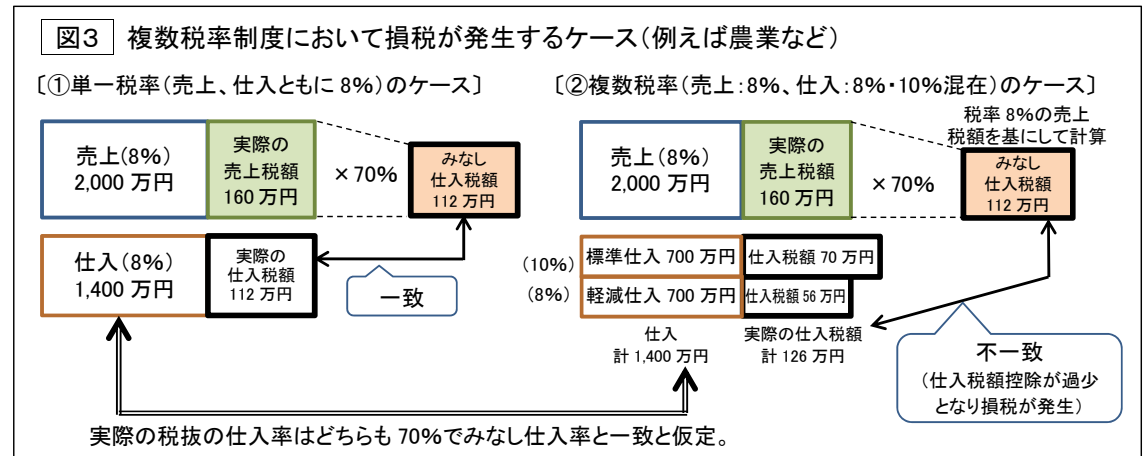
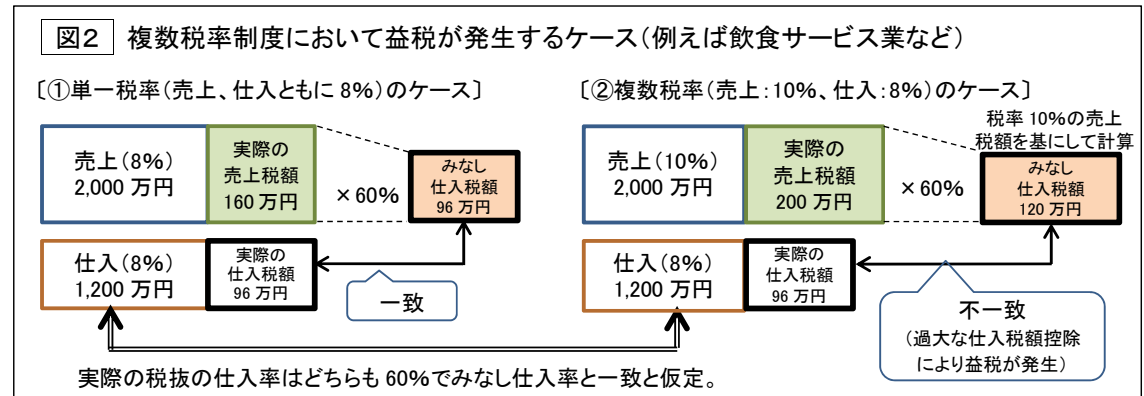
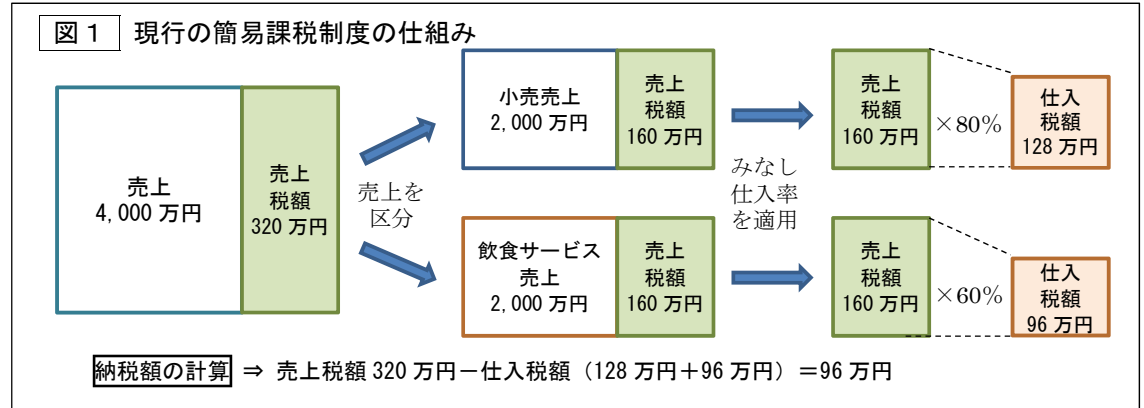
(注2) 消費税の課税事業者数は 312 万事業者、うち、簡易課税事業者は 126 万事業者(平成 24 年度)

2. 複数税率制度における簡易課税制度

- ✓ 単一税率制度の下では、売上に適用される税率と仕入に適用される税率は同じであるため、実際の仕入率とみなし仕入率が同一の場合には、みなし仕入率を用いて計算した仕入税額と、実際の仕入税額に差は生じない(図2①、図3①)。
- ✓ これに対し、複数税率制度の下において、現行の業種区分を変更せずにそのままのみなし仕入率を適用した場合には、売上の税率と仕入に適用される税率が異なっても、結果として、売上に適用される税率を基に仕入税額の計算が行われることとなる。このため、税抜の実際の仕入率とみなし仕入率が同一であっても、売上・仕入に適用される税率が異なる場合には、みなし仕入率を用いて計算した仕入税額と、実際の仕入税額が一致せず、益税(図2②)又は損税(図3②)が発生することとなる。
- ✓ したがって、複数税率制度下での簡易課税制度においては、売上又は仕入に複数の税率が適用される可能性のある業種について、売上・仕入の税率区分やその割合に応じ、業種区分を細分化し、その細分化した業種ごとにみなし仕入率を設定する必要がある。

(参考)ドイツの平均率課税制度(日本の簡易課税制度に相当)においては、40業種に区分した平均率(売上高×平均率=仕入税額)が設定されており、飲食料品小売業だけを見ても、次の業種区分毎に平均率が設定されている。

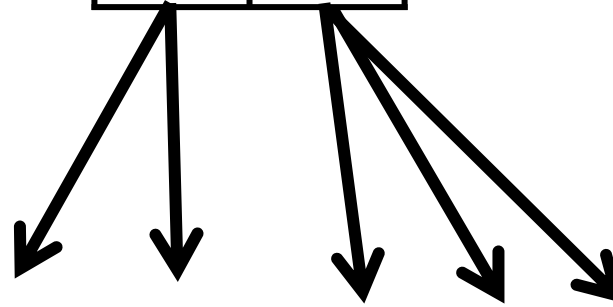
- ・魚・魚製品小売業(6.6%)
- ・野菜・果物小売業(6.4%)
- ・牛乳・乳製品小売業(6.4%)
- ・食品・嗜好品小売業(8.3%)
- ・自然食品小売業(8.5%)
- ・菓子小売業(6.6%)



みなし仕入率の見直しに係る対応案

現行

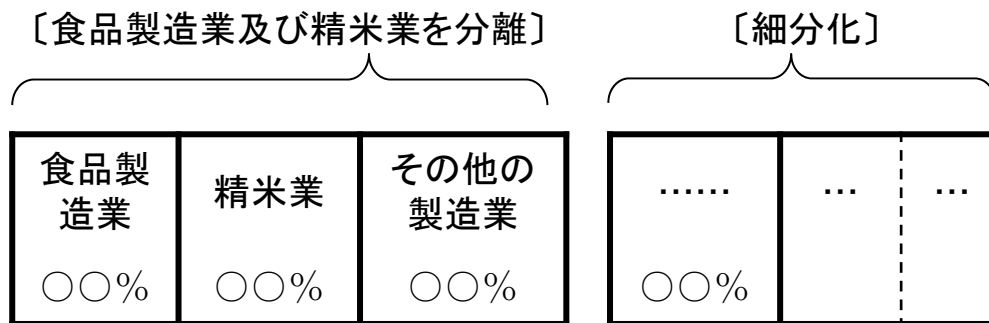
(業種)	卸売業	小売業	農林 水産業	鉱業	建設業	製造業	料理 飲食業	金融業及 び保険業	運輸・ 通信業	サー ビス業	不動 産業
〔みなし 仕入率〕	90%	80%	70%	70%	70%	70%	60%	60%	50%	50%	40%



見直し(案)

(業種)

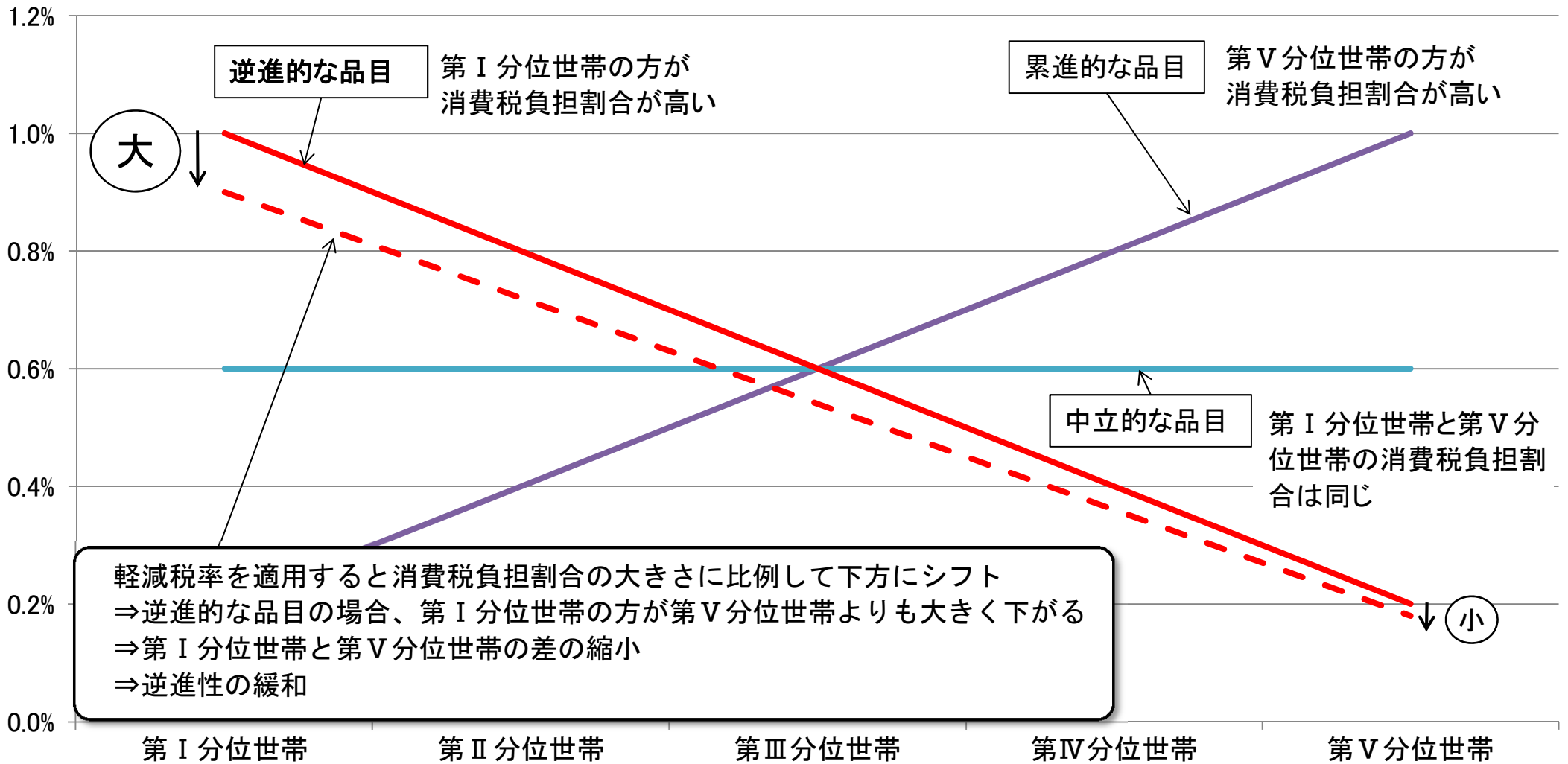
〔みなし
仕入率〕



※上記の見直しは、軽減税率導入後3年を目途に、実態を把握の上、実施することとし、それまでの間は現行の業種区分及びみなし仕入率を存続させる。

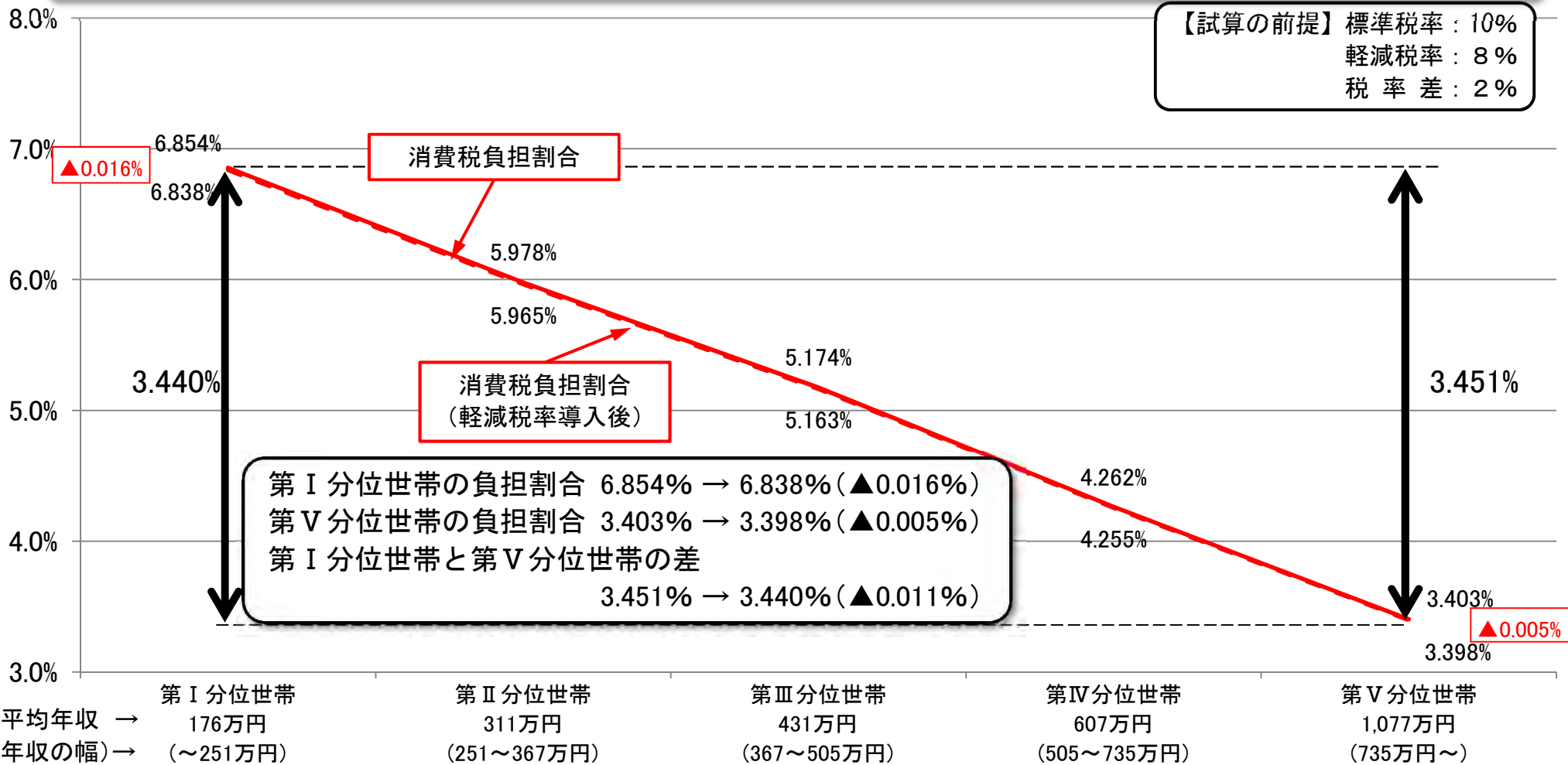
軽減税率による逆進性緩和の効果について

分位別の消費税負担割合（消費税負担額の収入金額に対する割合）のグラフが右下がりな品目ほど逆進的なことから、軽減税率はこうした品目に対して適用し、逆進性を緩和。



軽減税率による逆進性の緩和(軽減対象:精米のみの場合)

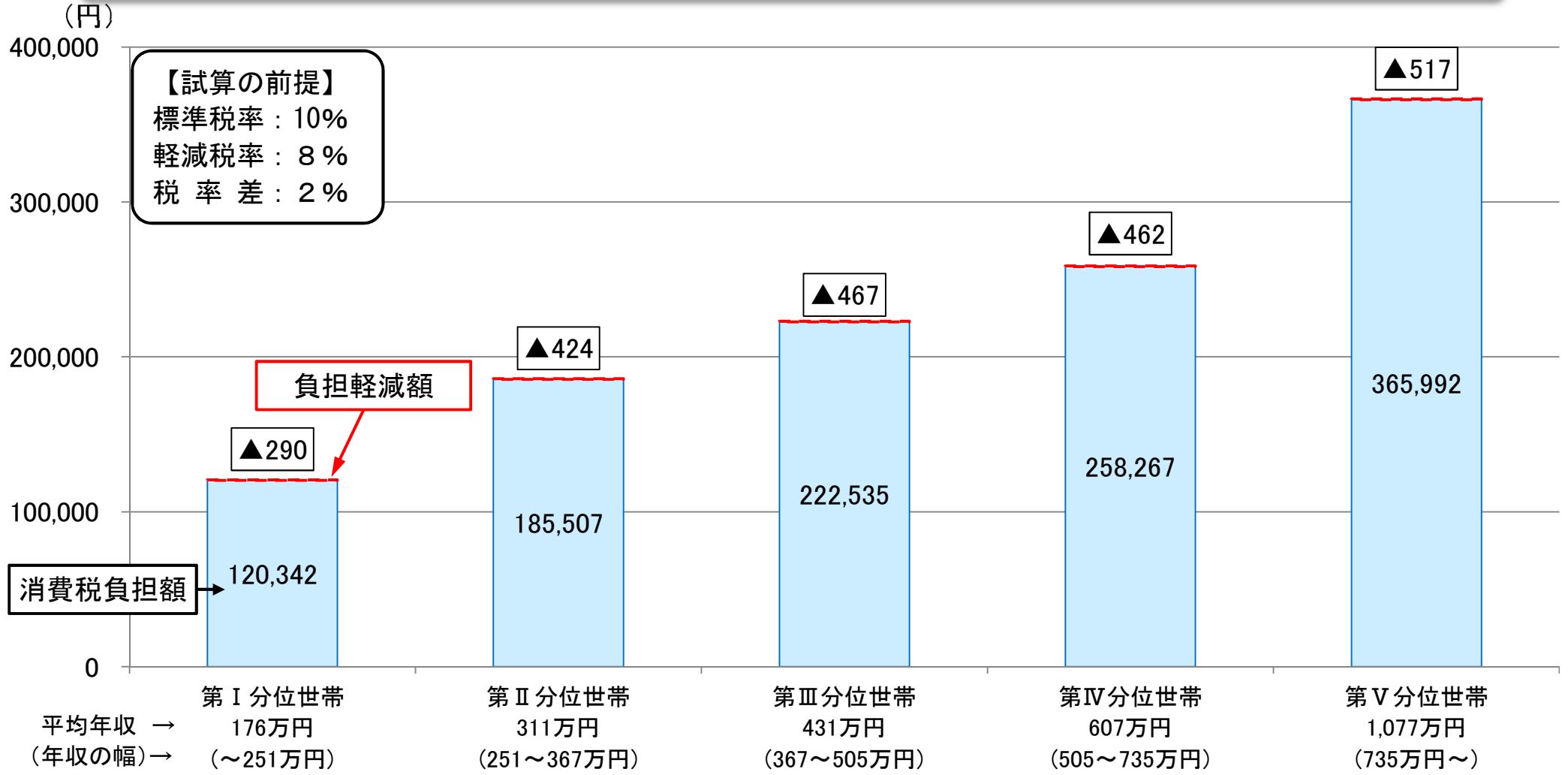
軽減税率の導入により、家計調査における第 I 分位世帯の消費税負担割合（消費税負担額の収入金額に対する割合）は6.854%から6.838%へ0.016%低減、第 V 分位世帯の消費税負担割合は3.403%から3.398%へ0.005%低減。この結果、第 I 分位世帯と第 V 分位世帯の消費税負担割合の差は3.451%から3.440%へ0.011%縮小。



(注1) 総務省「家計調査」(平成25年)に基づき試算。
(注2) 消費税負担割合=消費税負担額/収入金額

軽減税率による低所得者への効果(軽減対象:精米のみの場合)

軽減税率の導入により、家計調査における第Ⅰ分位世帯の年間の消費税負担額は12万632円から12万342円へと290円減少し、第Ⅴ分位世帯は36万6,509円から36万5,992円へと517円減少。

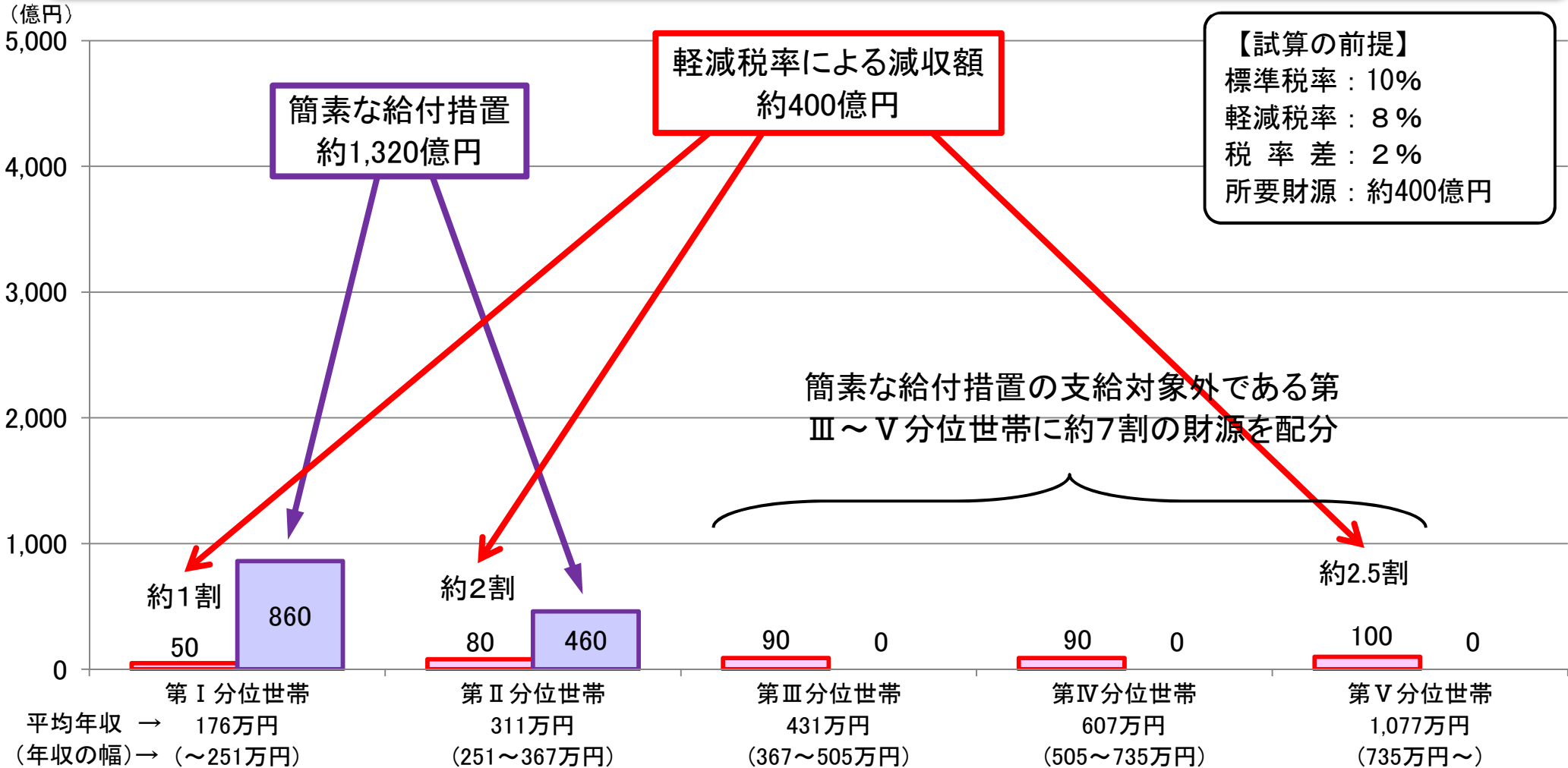


(注1) 総務省「家計調査」(平成25年)に基づき試算。

(注2) 消費税負担額は、家計調査における支出金額に、標準税率対象品目は105分の10、軽減税率対象品目は105分の8を乗じて算出している。

軽減税率及び簡素な給付措置の財源の配分(軽減対象:精米のみの場合)

所要財源の約4分の1は高所得者層である第V分位世帯に配分されることとなる。
 他方、簡素な給付措置の場合、低所得者層である第I分位世帯や第II分位世帯にその全額が配分されている。



(注1) 総務省「家計調査」(平成25年)及び総務省「国勢調査」(平成22年)に基づき試算。所要財源は、家計調査における消費支出を基に一定の前提をおいて推計したもの。

(注2) 財源の配分は、軽減税率については消費支出、簡素な給付措置については世帯人員数に基づき試算している。

主な品目の購入頻度

生鮮食品や加工食品に比して精米の購入頻度は低く、年間約8回（1か月半に1回程度）であり、消費者が軽減のメリットを実感できる機会が少ない。

品目		購入頻度（1世帯・年間）
精米	米	7.86
生鮮食品	生鮮野菜	360.56
	生鮮肉	99.77
	生鮮果物	82.13
	生鮮魚介	81.36
	卵	36.07
加工食品	調理食品	256.47
	油脂・調味料	122.16
	パン	116.76
	大豆加工品	88.67
	めん類	62.25
	乳製品	56.97
	他の野菜・海藻加工品	50.26
	牛乳	44.04
	加工肉	40.78
	魚肉練製品	37.31
	塩干魚介	30.84
	乾物・海藻	25.78
	他の魚介加工品	23.48
	果物加工品	5.50
	みそ	4.89
しょうゆ	4.56	
飲料	飲料	157.79
菓子類	菓子類	192.80
外食	外食	86.49
酒	酒類	35.41

(注1) 総務省「家計調査」(平成25年)に基づき作成。

(注2) 購入頻度は、上記の各品目区分に含まれる個別の品目に対する支出の頻度の合計(例えば、同じ日にトマトときゅうりを購入した場合、生鮮野菜の購入頻度は2とカウントされる)。

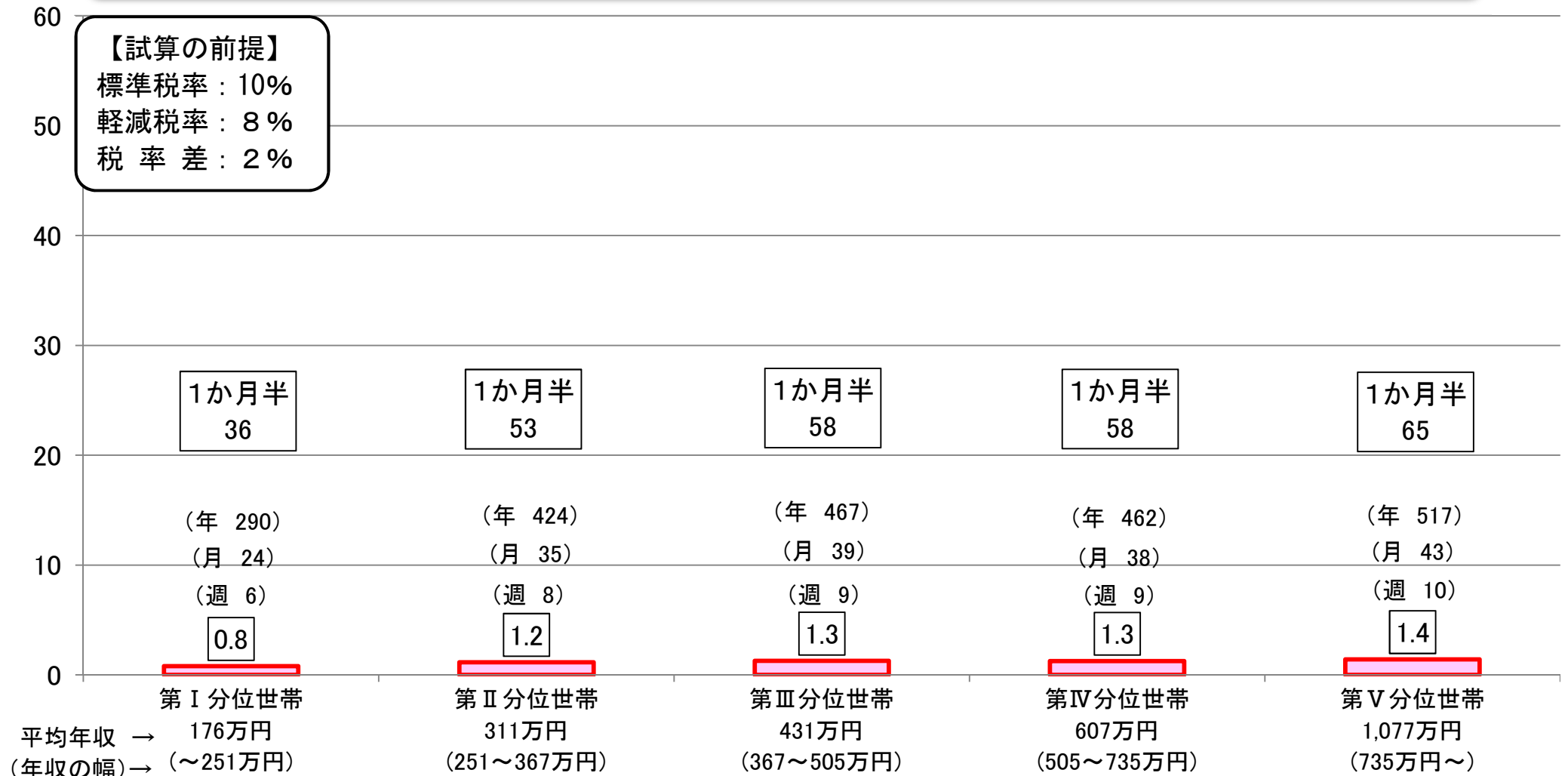
(注3) 上記の品目のうち、加工食品の「油脂・調味料」にはみそ・しょうゆを含んでいる。また一般外食を「外食」として記載している。

軽減税率による購入1回当たりの負担軽減額(軽減対象:精米のみの場合)

税率の軽減幅を2%と仮定すると、低所得者世帯の負担軽減額は1か月半に1回当たり約36円程度、1日当たりに換算すると約0.8円程度、1週間当たりに換算すると約6円程度。

(円)

【試算の前提】
標準税率：10%
軽減税率：8%
税率差：2%

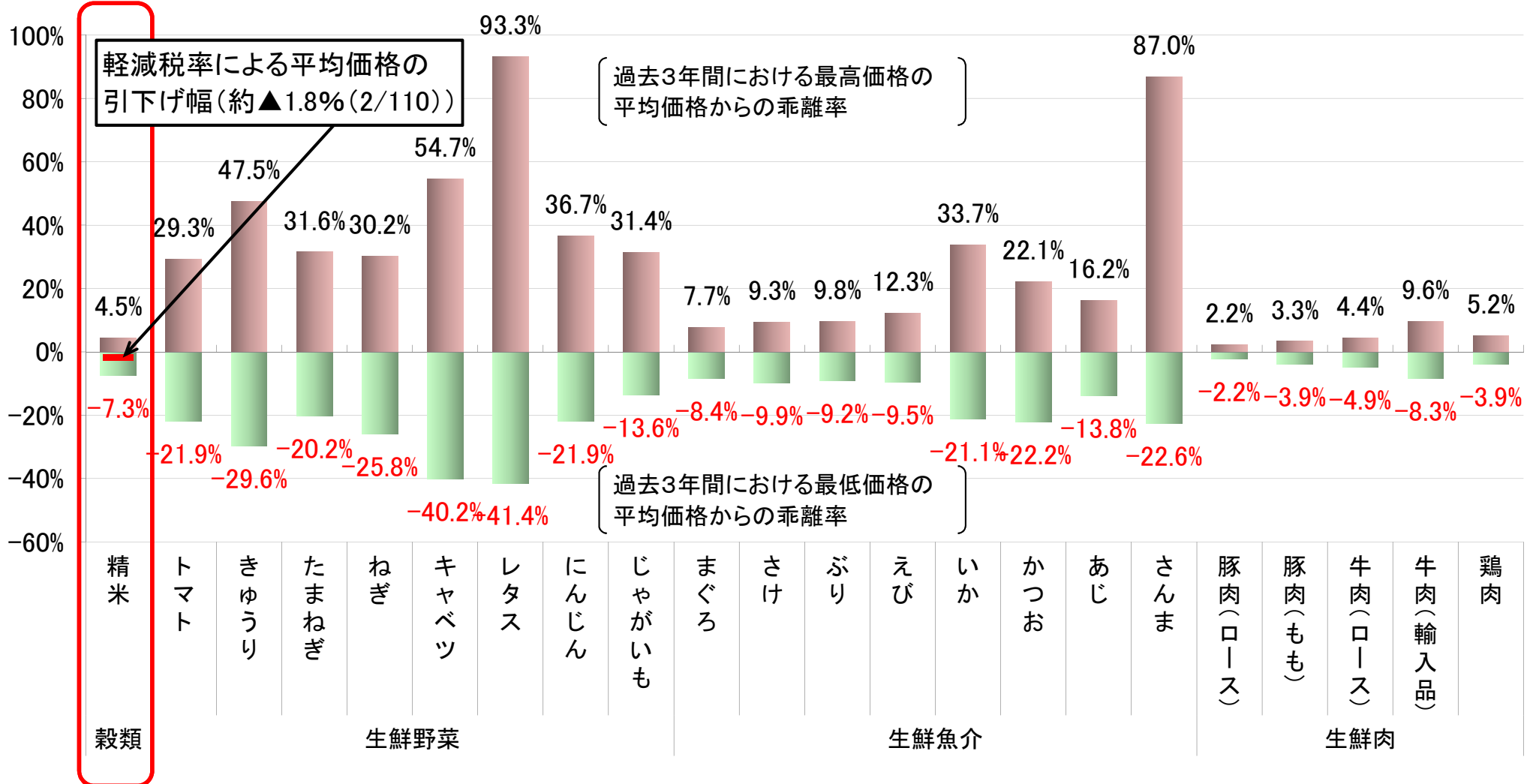


(注1) 総務省「家計調査」(平成25年)に基づき試算。

(注2) 家計調査における軽減税率対象品目に係る支出金額に105分の2を乗じた上で、1回当たりは8、1日当たりは365、1週間当たりは52、1か月当たりは12で除して試算している。

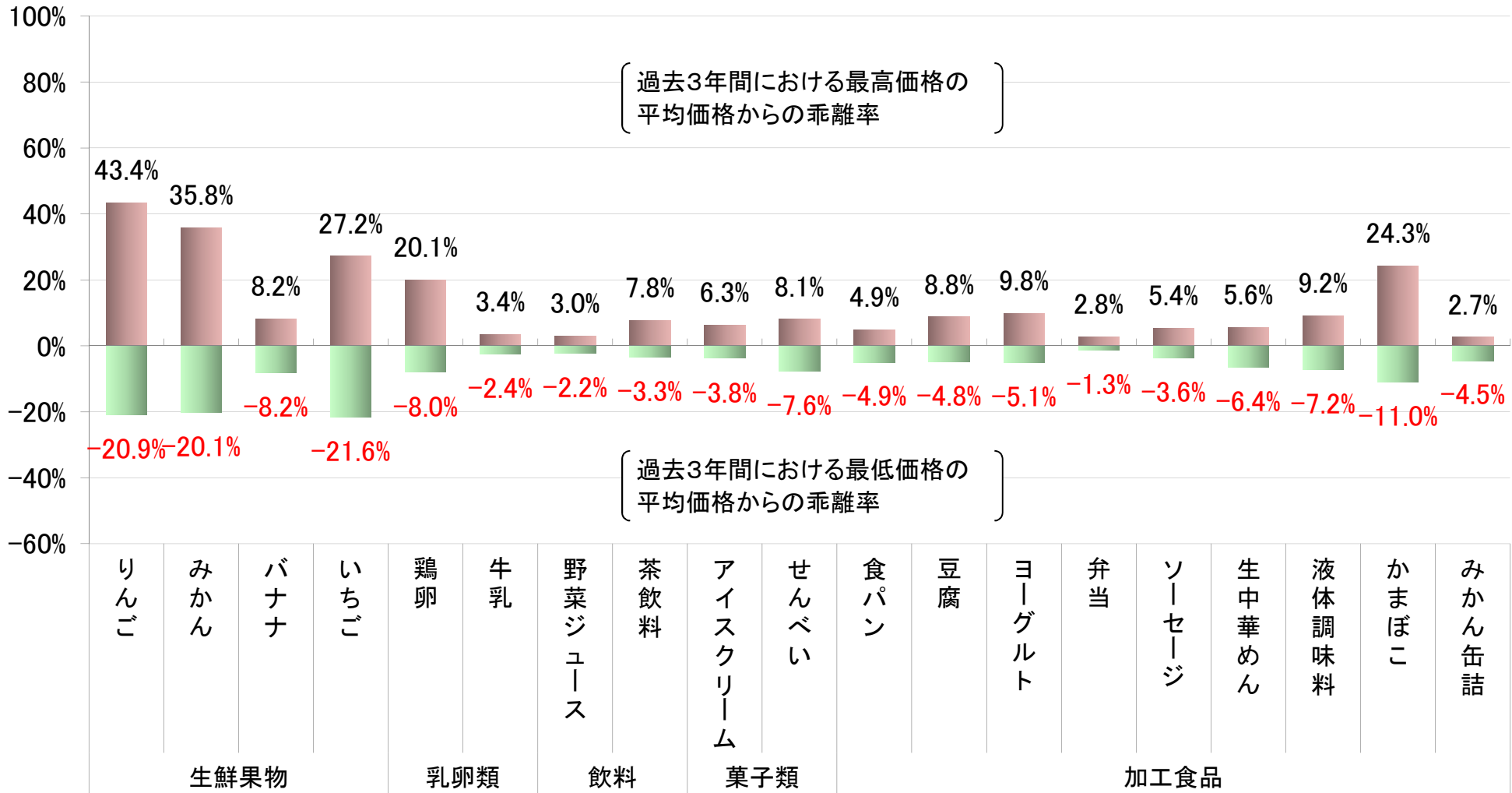
主な飲食料品の過去3年間における最高価格と最低価格の平均価格からの乖離率

精米は他の品目に比べ価格の変動が少ないが、年によって、あるいは特売日によって価格が変わるため、軽減税率の導入による負担軽減額を上回る値動きが生じる。



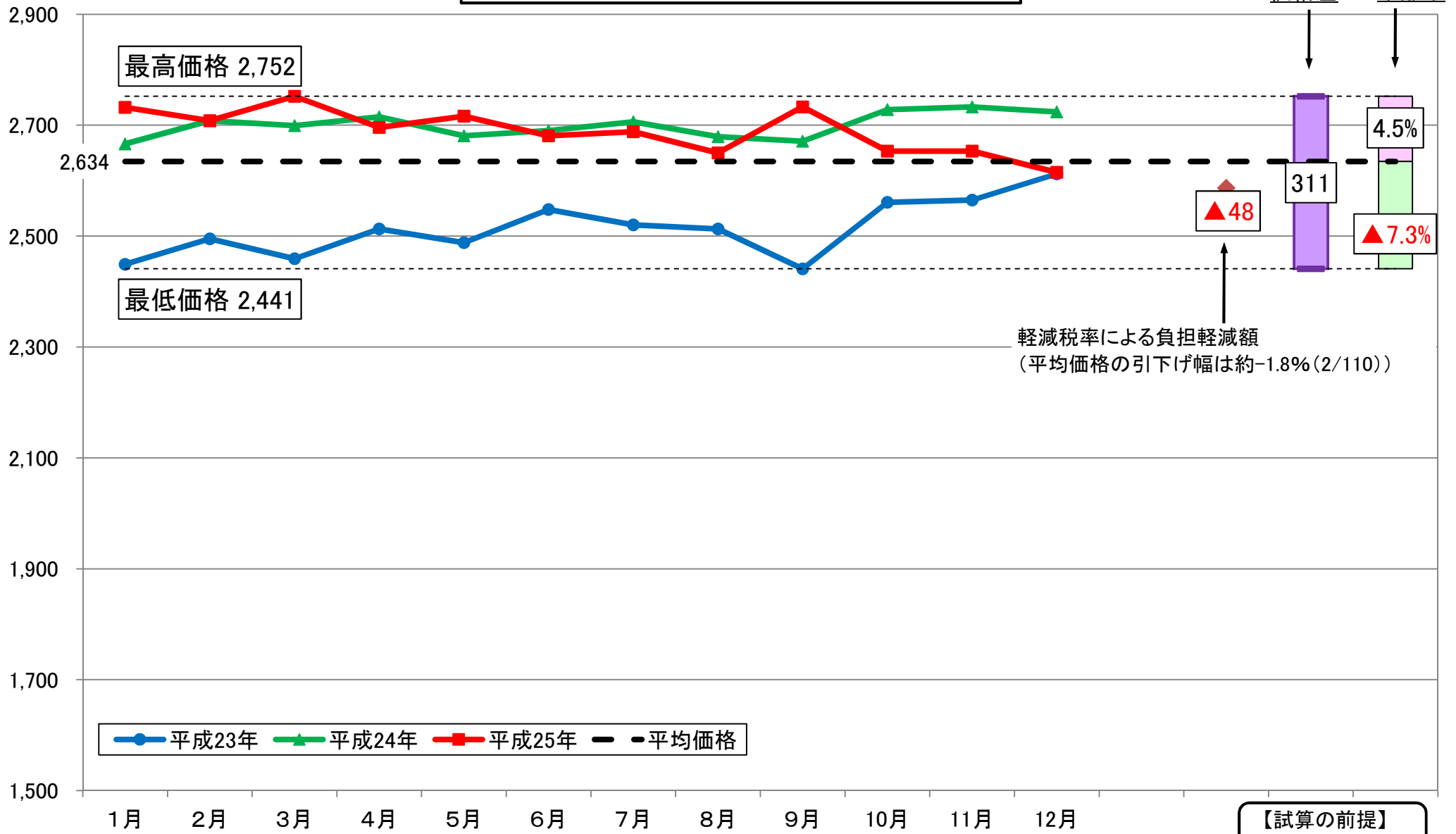
(注) 総務省「小売物価統計調査」(平成23年~平成25年)における東京都区部の価格に基づき作成。

主な飲食料品の過去3年間における最高価格と最低価格の平均価格からの乖離率



(注) 総務省「小売物価統計調査」(平成23年~平成25年)における東京都区部の価格に基づき作成。

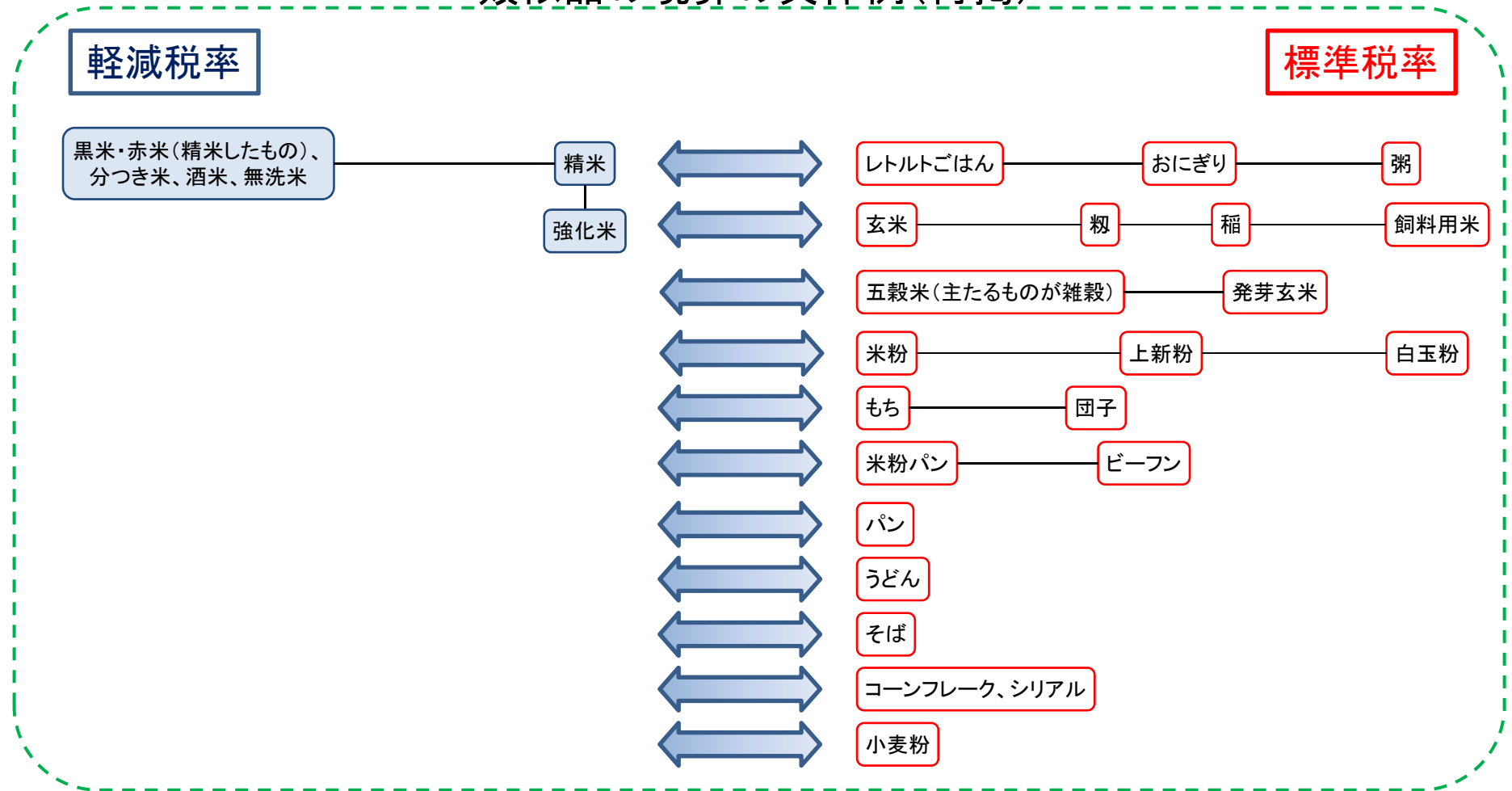
精米(1袋)(5kg)



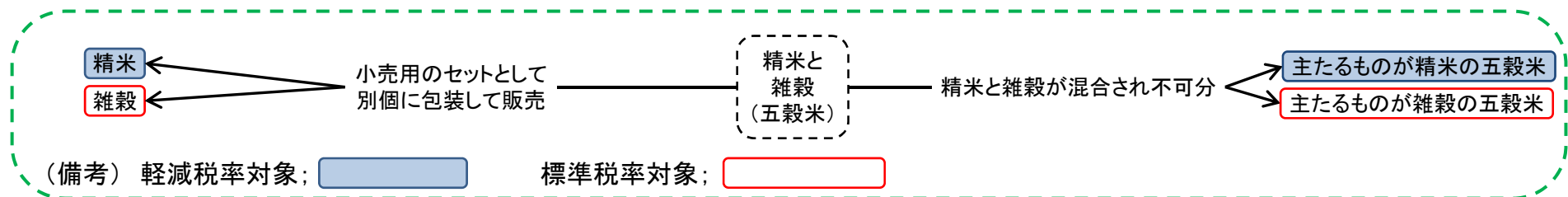
(注1) 価格は、総務省「小売物価統計調査」(平成23年～平成25年)における東京都区部の価格に、105分の110を乗じた金額としている。
 (注2) 端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

【試算の前提】
 標準税率：10%
 軽減税率：8%

類似品の境界の具体例(再掲)

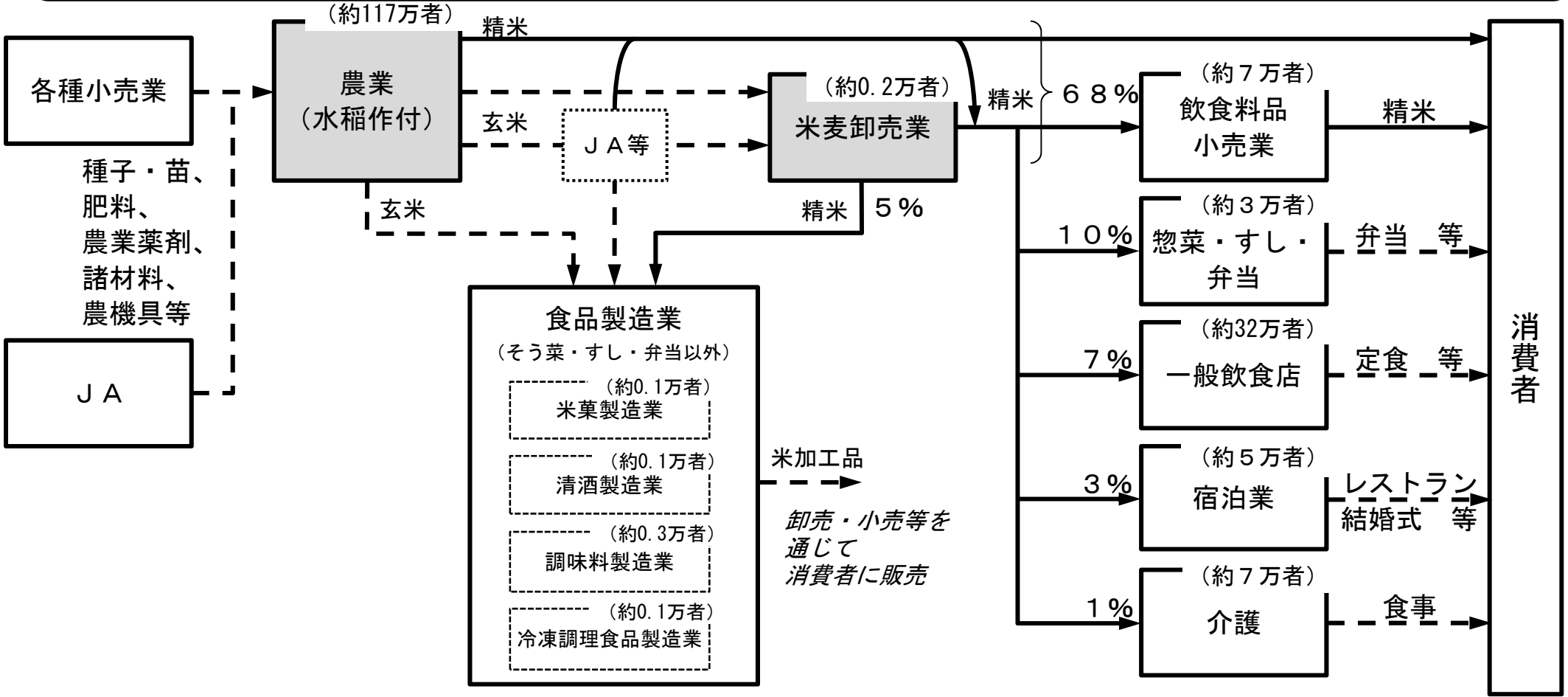


組み合わせ商品の具体例



米の主な取引の流れ（軽減対象：精米のみ）

農業（水稲作付）は約117万者で、米麦卸売業は約0.2万者。精米は、68%が小売等を通じて最終消費者に販売され、その他、惣菜・すし・弁当に10%、一般飲食店に7%、惣菜・すし・弁当以外の食品製造業に5%、宿泊業に3%、介護に1%が販売されている。



・ 農業については事業者の数、その他の業種については事業所の数。
 なお、事業所数については、一般に精米を取り扱うと考えられる業種の事業所数を記載しているが、統計上、精米を取り扱わない事業者も含まれている可能性がある。

——▶ 軽減税率
 - - -▶ 標準税率

(出所) 総務省他9省庁編「平成17年産業連関表」、農林水産省「2010年世界農林業センサス」及び総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」に基づき作成。

精米の主な販売先

精米

品目の例： 精米

	販売先	販売額 (億円)	構成比	参考(販売先が生産する商品・サービスの例)
食品製造業・ 外食・ 宿泊業等への 販売分	1 そう菜・すし・弁当	3,491	9.90%	そう菜、すし、弁当
	2 一般飲食店(除喫茶店)	2,464	6.99%	食堂、天ぷら料理店、フランス料理店、中華料理店、そば屋、すし屋、社員食堂(外部に委託しているもの)
	3 宿泊業	956	2.71%	ホテル、旅館、国民宿舎、山小屋、下宿屋、保養所、ユースホテル
	4 その他の食料品	489	1.39%	とうふ、油揚げ、生揚げ、がんもどき、生あん、こんにやく、納豆、麦茶、バナナ熟成加工、粉末ジュース、もち
	5 介護	419	1.19%	訪問通所サービス、短期入所サービス、居宅介護支援介護、老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(病院・一般診療所の介護保険適用の療養病床等)
	6 遊興飲食店	415	1.18%	料亭、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール
	7 学校給食	353	1.00%	学校給食
	8 菓子類	293	0.83%	キャラメル、ドロップ、キャンデー、チョコレート、チューインガム、焼菓子、ビスケット、米菓、和生菓子、洋生菓子、スナック菓子、油菓子、ココア
	9 医療	288	0.82%	病院、一般診療所、歯科診療所、看護業
	10 清酒	279	0.79%	清酒、味りん、清酒かず、味りんかず
	- 内生部門(中間消費)計	10,870	30.84%	
消費 者への 販売分	- 家計外消費支出	70	0.20%	いわゆる「企業消費」(交際費や接待費)
	- 家計消費支出	24,142	68.49%	家計消費
	- 需要合計	35,246	100.00%	

(注1) 総務省他9省庁編「平成17年産業連関表」に基づき作成。

(注2) 産業連関表の需要部門(買い手)を販売先、取引額(購入者価格)を販売額としている。また、構成比は需要合計に占める各部門の販売額の比率。

(注3) 販売先に卸売業・小売業は含まれない。ただし、卸売業・小売業の得るマージン金額は、それらを通じて販売された各販売先の取引額の中に含まれている。

(参考) 「需要合計」は、内生部門計、家計外消費支出、家計消費支出のほか、在庫の調整や輸出も含まれることから、内生部門計、家計外消費支出、家計消費支出の合計額とは一致しない。

事業者の業務の流れ【飲食料品小売業を営む事業者の例】（軽減対象：精米）

業種	飲食料品小売業（生鮮食品・加工食品）
売上高	約3,000万円/年 ⇒ 約250万円/月・約10万円/日
従業員数	事業主及び事業主の配偶者のほか、正社員1名・パート2名 ・事業主：経営管理、商品発掘 ・配偶者：接客、経理 ・正社員：接客、発注、店舗運営 ・パート：接客、陳列
取扱商品数	約800品目（生鮮食品・加工食品）
取引先	・仕入：約100社（卸売、農家、市場等） ・売上：一般消費者、飲食店等の事業者
決済件数	・仕入：約150件/月 ・売上：約7,000件/月 ⇒ 約250~300件/日
取扱帳票枚数	・仕入：約200枚/月（注文書、納品書、請求書等） ・売上：約7,000枚/月（レシート）
IT化の状況	・仕入：メールまたはFAX ・売上：POSレジ ・業務：システムなし ・経理：会計パッケージソフト（POSレジとの連携なし）

- 軽減税率を導入した場合の主な問題点
- 軽減税率に対応したレジの導入
 - 軽減税率に対応した会計ソフトの導入
 - 仕入：・検収時に、各品目の適用税率を確認
 ・適用税率別に仕入を記帳（区分経理）
 - 売上：・各商品の適用税率を、レジに登録または価格ラベルに記載
 ・適用税率別に売上を記帳（区分経理）
 - 決済：・1か月間の各納品書を適用税率ごとに集計し、受領した請求書と突合して、各品目の適用税率及び適用税率ごとの請求金額に誤りがないか確認

【日々の業務の流れ】


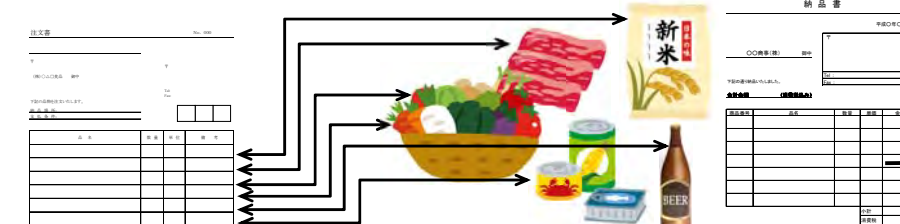
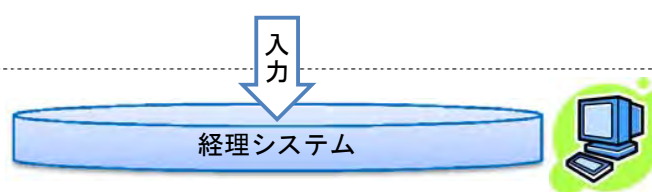
仕入			販売				事後対応	決済
○販売商品の決定	○発注	○納品	○販売価格の設定	○レジ登録	○食品加工	○販売	○返品・クレーム対応	○納品書と請求書の突合 ○振込 ○記帳
○仕入先・仕入価格の決定		○検収		○陳列	○レジ登録	○日締め		
		○記帳			○陳列	○記帳		

【1日の業務の流れ】

6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
○仕入①（魚） 【市場買付け】		○仕入②（野菜・肉等） 【店舗搬入】	○検収 ⇒ ○価格設定 ⇒	○レジ登録・価格ラベル貼付 ⇒ ○陳列・開店準備 ⇒ 開店		○仕入③（加工食品等） 【店舗搬入】	○仕入発注①	○店内調理 ⇒ ○価格設定 ⇒	○レジ登録・価格ラベル貼付 ⇒ ○陳列 ⇒	○売上げのピーク	○タイムセール① （価格設定↓シール貼付）	○タイムセール② （価格設定↓シール貼付）	○仕入発注②	閉店 ○店内片付け	○レジ締め・売上伝票作成	○経理処理

日々の業務の流れ【飲食料品小売業を営む事業者の例】

軽減税率の導入に伴い追加・変更される業務
 ※区分経理の方法は、「区分経理に対応した請求書等保存方式」(B案)を前提

店舗業務	仕入	発注	納品、検収、記帳																																			
<p>経理事務</p>	<p>販売商品の決定 仕入先・仕入価格の決定</p> <p>○季節や売れ筋等を考慮して、販売商品を決定 (季節ごとに約50品目の商品を入替え)</p> <p>日々の追加作業：適用税率は販売価格等の販売戦略に影響することから、販売商品を決定する際に、適用税率を確認</p> <p>○販売商品を取扱う業者を探し、仕入先を決定(卸売業者・農家等)</p>	<p>○売行きや在庫数量等をもて、仕入先に注文書をメールまたはFAXで発注 (毎日約15社・1社当たり約15~20品目)</p> 	<p>○商品の受取り(納品) ○注文数量と納品数量が一致するか確認し(検収)、納品書を経理へ回付 (毎日約15社・1社当たり約15~20品目、仕入全体で毎日約200~300品目)</p>  <p>軽減税率導入時：仕入に係る区分経理や販売時の適用税率の参考とするため、仕入先に対し、(請求書だけでなく)納品書にも各品目の適用税率を記載するよう依頼</p> <p>日々の追加作業①：納品数量に加え、各品目の適用税率が正しいか確認。適用税率に疑義が生じた場合は仕入先に確認</p> <p>日々の追加作業②：納品書は、一旦レジに回付して適用税率をレジに登録(後述)した上で、経理へ回付</p> <p>○仕入先ごとに、納品書に基づき仕入を記帳(経理システムへ入力)</p> <p>(税込経理の場合) 4/1 仕入(野菜等) 88,000 買掛金(A商事) 88,000</p> <p>(税抜経理の場合) 4/1 仕入(野菜等) 80,000 買掛金(A商事) 88,000 仮払消費税 8,000</p> 																																			
	<p>軽減税率導入時：軽減税率に対応した会計ソフトの導入</p> <p>日々の追加作業：仕入先ごとに、納品書に基づき適用税率別に仕入を記帳(税抜経理の場合)</p> <table border="1" data-bbox="145 1133 1041 1428"> <tr> <td>4/1</td> <td>仕入(精米)</td> <td>10,800</td> <td>買掛金(A商事)</td> <td>87,800</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仕入(野菜等)</td> <td>77,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(税抜経理の場合)</td> </tr> <tr> <td>4/1</td> <td>仕入(精米)</td> <td>10,000</td> <td>買掛金(A商事)</td> <td>87,800</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮払消費税</td> <td>800</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>仕入(野菜等)</td> <td>70,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮払消費税</td> <td>7,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>区分経理</p>	4/1	仕入(精米)	10,800	買掛金(A商事)	87,800		仕入(野菜等)	77,000			(税抜経理の場合)					4/1	仕入(精米)	10,000	買掛金(A商事)	87,800		仮払消費税	800				仕入(野菜等)	70,000				仮払消費税	7,000				
4/1	仕入(精米)	10,800	買掛金(A商事)	87,800																																		
	仕入(野菜等)	77,000																																				
(税抜経理の場合)																																						
4/1	仕入(精米)	10,000	買掛金(A商事)	87,800																																		
	仮払消費税	800																																				
	仕入(野菜等)	70,000																																				
	仮払消費税	7,000																																				

販売	レジ登録、陳列	食品加工、レジ登録、陳列
<p>販売価格の設定</p> <p>○仕入価格に利益分を上乗せし、販売見込み等を考慮して値付け ※生鮮食品は仕入価格が変動するため、毎日値付け</p> <p>〔 ・生鮮食品：毎日約10品目 ・季節商品：季節ごとに約50品目を値付け 〕</p> <p>○販売状況を見て販売価格を変更 ※生鮮食品は1日に2～3回（夕方・閉店前等）販売価格を変更</p> <p>日々の追加作業：適用税率を踏まえて、販売価格を設定</p>	<p>レジ登録、陳列</p> <p>○各商品の価格について、 ・バーコードのある商品は、バーコードを利用してレジに価格を登録</p> <p>〔 ・干物のパック等：毎日レジに登録 ・季節商品：季節ごとに約50品目をレジに登録 〕</p> <p>（例）レジの登録モードから、「干物」のバーコードを読み取り、「438」と入力 ⇒「干物は438円」と登録される。</p> <p>・バーコードのない商品は、商品に価格ラベルを貼付</p> <p>〔 生鮮食品：毎日約10品目にラベル貼付 〕</p> <p>軽減税率導入時：軽減税率に対応したレジの導入</p> <p>日々の追加作業：レジ打ちの際に正しい適用税率をすぐに判断し、売上に係る区分経理を適正に行えるよう、納品時に確認した各商品の適用税率を、レジに登録または価格ラベルに記載</p> <p>○棚札を作成し、陳列</p> <p>日々の追加作業：顧客とのトラブル防止のため、適用税率を棚札に記載</p>	<p>食品加工、レジ登録、陳列</p> <p>○まぐろ、たい、イカなどを組み合わせて刺身の盛り合わせを製造・販売</p> <p>○生鮮食品のように鮮度が求められる商品は、一定時間経過後、店舗で調理・加工し、調理食品として販売 （例） ・鮮魚→焼魚・煮魚 ・りんご→アップルパイ 等</p> <p>○刺身の盛り合わせや調理食品の価格について、 ・バーコードのある商品は、バーコードを利用してレジに価格を登録 ・バーコードのない商品は、商品に価格ラベルを貼付</p> <p>日々の追加作業：各商品の適用税率を、レジに登録または価格ラベルに記載</p> <p>○棚札を作成し、陳列</p> <p>日々の追加作業：適用税率を棚札に記載</p>
<p>店鋪業務</p> <p>○商品の売上状況等から収益予測</p> <p>○単一税率の場合は、各商品の適用税率を区別する必要がないため、仕入・売上とも税込価格のまま原価率や利益率等を計算し、収益を管理（消費税は意識しない）</p> <p>日々の追加作業：各商品の適用税率が異なるため、仕入・売上とも、それぞれの商品ごとに税抜価格に割り戻すなどして原価率や利益率等を計算し、収益を管理</p>	<p>経理事務</p>	

販売（続き）

販売、日締め、記帳

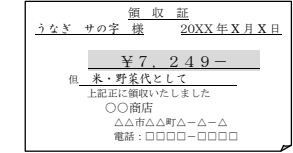
○会計

- ・バーコードのある商品は、バーコードを読み取り
- ・バーコードのない商品は、商品に貼付された価格ラベルを確認してレジ打ち



・バーコードのある商品は、適用税率をレジに登録済みのため、自動的に適用税率を判断
 ・日々の追加作業：バーコードのない商品は、価格ラベルに記載された適用税率を確認し、適用税率を入力

○領収書を求められた場合は、別途、合計額が記載された領収書を手書きで作成



日々の追加作業：領収書を発行する場合、適用税率ごとに金額及び税額を集計して記載。また、領収書には品目の明細が記載されていないため、軽減税率対象品目に印を付し、適用税率ごとの取引金額を記載した明細を発行

○割引券やスタンプカードによる値引きは、売上全体からの値引きとしてレジに入力

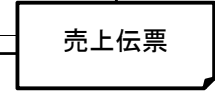
日々の追加作業：販売額に占める軽減税率対象品目と標準税率対象品目の比率で按分するなど、値引き額を合理的に配分

○レジからジャーナル（すべてのレシートの内容がひと続きに記載されたもの）を印刷して日締めを行い、売上傳票を作成して経理に回付



レジからジャーナルを出力して日締めを行い、
 日々の追加作業①：バーコードのない商品について、レジ打ちされた適用税率が正しいか確認
 日々の追加作業②：適用税率別に売上を集計して、売上傳票を作成
 ※レジに税率別の集計機能があれば自動集計、ない場合はすべての売上（約200~300品目）から手集計

○売上傳票に基づき、売上を記帳（経理システムに入力）



○○商店 20XX年X月X日 XXXX	
豚肉	¥631
ビール（6本）	¥1,248
精米	¥2,567
カレールウ	¥202
...	...
割りばし	¥398
紙皿	¥198
小計	¥5,634
値引き（割引券）	▲¥500
合計	¥5,134

軽減対象 2,567円	計 5,634円	標準対象 3,067円
本体 2,377円 税 190円		本体 2,788円 税 279円

▲¥228 割引券 ▲¥272 按分

軽減対象 2,339円	計 5,134円	標準対象 2,795円
本体 2,166円 (▲211円) 税 173円 (▲17円)		本体 2,541円 (▲247円) 税 254円 (▲25円)

※ 1円未満の端数が出た場合の合理的な処理方法を、あらかじめ決めておく必要

店舗業務

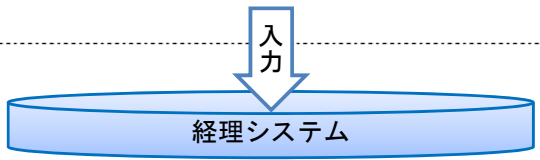
経理事務

(税込経理の場合)			
4/1	現金	110,000	売上(野菜等) 110,000
(税抜経理の場合)			
4/1	現金	110,000	売上(野菜等) 100,000
			仮受消費税 10,000

区分経理

日々の追加作業：売上傳票に基づき、適用税率別に売上を記帳

(税込経理の場合)			
4/1	現金	109,600	売上(精米) 21,600
			売上(野菜等) 88,000
(税抜経理の場合)			
4/1	現金	109,600	売上(精米) 20,000
			仮受消費税 1,600
			売上(野菜等) 80,000
			仮受消費税 8,000



<p>事後対応 返品・クレーム対応</p> <p>○商品に傷があった場合などのクレームによる返品は、個々の商品とは結びつけずに、売上全体からの値引きとしてレジに入力</p> <p>日々の追加作業①：適用税率によって売上税額から控除される金額が異なるため、値引額は、<u>返品された商品と結びつけて、個別の商品からの値引きとしてレジに入力</u></p> <p>日々の追加作業②：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用税率の誤りによるクレームが発生した場合は、<u>顧客が持参したレシートを確認し、返金</u>（軽減税率のものを標準税率で販売した場合） ※レシートに適用税率が記載されていることが必要 ・<u>上記に係る経理処理を修正</u> ・誤りの発生原因の確認（納品書に記載されていた適用税率の誤りや、適用税率のレジ登録や価格ラベル記載時の誤りなどが考えられる） ・他の顧客への対応の検討 	<p>決済 納品書と請求書の突合、振込、記帳</p>
	<p>○1か月間の仕入に係る請求書を受領（月末締め・翌月10日払い等） ○仕入先ごとに1か月間の各納品書を集計し、受領した請求書と突合して、請求金額に誤りがないか確認</p> <p>〔決済件数は毎月約150件〕</p> <div data-bbox="1276 702 2116 1029" data-label="Diagram"> </div> <p>日々の追加作業：仕入先ごとに、<u>1か月間の各納品書に記載された各品目の適用税率を確認しつつ、適用税率ごとに集計し、受領した請求書と突合して、各品目の適用税率及び適用税率ごとの請求金額に誤りがないか確認</u></p> <p>○振込 ○記帳</p> <p>4/10 買掛金 (A 商事) 880,000 普通預金 880,000</p> <div data-bbox="1411 1260 1915 1444" data-label="Diagram"> </div>
<p>店舗業務</p>	<p>経理事務</p>

事業者の業務の流れ【飲食店業を営む事業者の例】（軽減対象：精米）

業種	飲食店業（うなぎ屋）
売上高	約3,000万円/年 ⇒ 約250万円/月・約10万円/日
従業員数	事業主及び事業主の配偶者のほか、パート2名 ・事業主：経営、調理 ・配偶者：経理、接客 ・パート：接客
取扱商品数	・仕入：約100品目 ・売上：約50メニュー（一品料理、酒、出前・持帰り等を含む）
取引先	・仕入：約10社（問屋、酒屋、スーパー等） ・売上：一般消費者、企業
決済件数	・仕入：約20件/月 ・売上：約300件/月 ⇒ 約10~15件/日
取扱帳票枚数	・仕入：約100枚/月（納品書・請求書・領収書等） ・売上：約300枚/月（レシート）+約30枚/月（領収書）
IT化の状況	・仕入：電話またはFAX ・売上：POSレジ ・業務：システムなし ・経理：会計パッケージソフト（POSレジとの連携なし）

軽減税率を導入した場合の主な問題点

- 軽減税率に対応した会計ソフトの導入
- 仕入：・検収時に、各品目の適用税率を確認
 ・適用税率別に仕入を記帳（区分経理）
- 決済：・1か月間の各納品書を適用税率ごとに集計し、受領した請求書と突合して、各品目の適用税率及び適用税率ごとの請求金額に誤りがないか確認

【日々の業務の流れ】


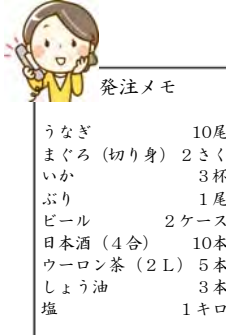

メニュー検討		仕入	販売	決済
○メニュー検討	○メニュー登録	○納品	○注文受け・調理	○納品書と請求書の突合
○仕入先の決定		○検収	○会計	○振込
		○記帳	○記帳	○記帳

【1日の業務の流れ】

7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	
		○仕入①（うなぎ・魚） 【店舗搬入】	○昼の営業に向けた仕込み	○開店準備	開店	【昼の営業のピーク】		○在庫の確認↓翌日仕入分の発注	○仕入②（米、野菜等） 【スーパーで購入】	○仕入③（珍味、酒等） 【店舗搬入】	○夜の営業に向けた仕込み	【夜の営業のピーク】		閉店	○店内片付け	○レジ締め・売上集計	○経理処理

日々の業務の流れ【飲食店業を営む事業者の例】

軽減税率の導入に伴い追加・変更される業務
 ※区分経理の方法は、「区分経理に対応した請求書等保存方式」(B案)を前提

	メニュー検討	メニュー登録・作成	仕入発注																																																			
店舗業務	<p>メニュー検討・仕入先の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定番メニュー(うな重等)は頻繁には改定しない ○季節ごとに旬の一品料理を考案 <ul style="list-style-type: none"> ・メニュー及び食材の決定 ・原価やマージン、販売戦略を踏まえて販売価格を設定 <p>〔定番メニュー：約20品目 季節の一品料理：約10品目 その他、酒・ウーロン茶等〕</p> <p>〔使用する食材：約100品目〕</p> <p>軽減税率導入時：定番メニューについて、提供する料理及び食材の適用税率を確認</p> <p>日々の追加作業：一品料理を考案する際、提供する料理及び食材の適用税率を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食材を取扱う業者を探し、仕入先を決定 	<p>メニュー登録・作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レジにメニューごとの番号、料理名、料金を登録。 <table border="1" data-bbox="824 295 1317 917"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>メニュー</th> <th>価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>うな重(松)</td><td>3,800円</td></tr> <tr><td>2</td><td>うな重(松)(出前)</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>3</td><td>うな重(松)(弁当)</td><td>3,600円</td></tr> <tr><td>4</td><td>うな重(竹)</td><td>2,800円</td></tr> <tr><td>5</td><td>うな重(竹)(出前)</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>6</td><td>うな重(竹)(弁当)</td><td>2,600円</td></tr> <tr><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td></tr> <tr><td>21</td><td>う巻</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>22</td><td>刺身盛合せ</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>23</td><td>冷奴</td><td>450円</td></tr> <tr><td>24</td><td>お新香</td><td>350円</td></tr> <tr><td>25</td><td>菜の花のからし和え</td><td>450円</td></tr> <tr><td>⋮</td><td>⋮</td><td>⋮</td></tr> <tr><td>48</td><td>ビール</td><td>600円</td></tr> <tr><td>49</td><td>日本酒</td><td>780円</td></tr> <tr><td>50</td><td>ウーロン茶</td><td>400円</td></tr> </tbody> </table> <p>レジ登録</p> 	番号	メニュー	価格	1	うな重(松)	3,800円	2	うな重(松)(出前)	4,000円	3	うな重(松)(弁当)	3,600円	4	うな重(竹)	2,800円	5	うな重(竹)(出前)	3,000円	6	うな重(竹)(弁当)	2,600円	⋮	⋮	⋮	21	う巻	1,000円	22	刺身盛合せ	1,200円	23	冷奴	450円	24	お新香	350円	25	菜の花のからし和え	450円	⋮	⋮	⋮	48	ビール	600円	49	日本酒	780円	50	ウーロン茶	400円	<p>仕入発注</p> <p>【うなぎ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電話で発注(毎日) <p>【魚、珍味、酒・調味料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○毎日在庫を確認し、在庫数量をみて電話で発注(魚、珍味、酒・調味料それぞれ概ね2~3日に1回) <p>【米、野菜等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○毎日在庫を確認し、在庫数量をみてスーパーで購入(毎日) <p>【備品(割りばし等)、事務用品(領収書、ボールペン、コピー用紙等)等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期的に在庫を確認し、在庫数量をみてFAXで発注(必要に応じて)  
番号	メニュー	価格																																																				
1	うな重(松)	3,800円																																																				
2	うな重(松)(出前)	4,000円																																																				
3	うな重(松)(弁当)	3,600円																																																				
4	うな重(竹)	2,800円																																																				
5	うな重(竹)(出前)	3,000円																																																				
6	うな重(竹)(弁当)	2,600円																																																				
⋮	⋮	⋮																																																				
21	う巻	1,000円																																																				
22	刺身盛合せ	1,200円																																																				
23	冷奴	450円																																																				
24	お新香	350円																																																				
25	菜の花のからし和え	450円																																																				
⋮	⋮	⋮																																																				
48	ビール	600円																																																				
49	日本酒	780円																																																				
50	ウーロン茶	400円																																																				
経理事務	<ul style="list-style-type: none"> ○単一税率の場合は、各商品の適用税率を区別する必要がないため、仕入・売上とも税込価格のまま原価率や利益率等を計算し、収益を管理(消費税は意識しない) <p>日々の追加作業：各商品の適用税率が異なるため、仕入・売上とも、それぞれの商品ごとに税抜価格に割り戻すなどして原価率や利益率等を計算し、収益を管理</p>																																																					

仕入（続き）

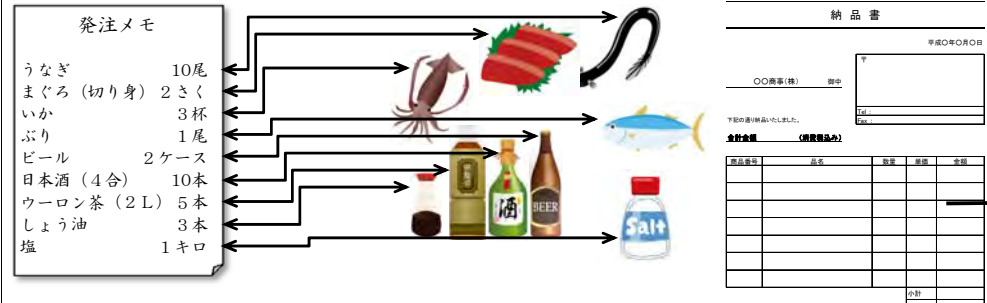
納品、検収、記帳

店舗業務

【うなぎ、魚、酒・調味料】

- 商品の受取り（納品）
- 注文数量と納品数量が一致するか確認し（検収）、商品を冷蔵庫等に搬入するとともに、納品書を経理へ回付

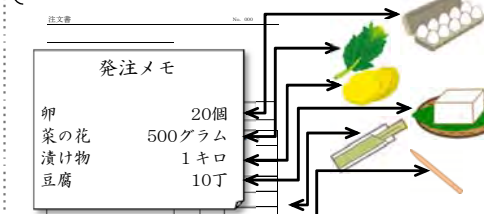
（毎日約2～3社、仕入全体で毎日数品目～約20品目）



【珍味、備品、事務用品等】

- 商品の受取り（納品）
- 注文数量と納品数量が一致するか確認し（検収）、商品を冷蔵庫等に搬入
- その場で現金で決済し、領収書を受領して、経理へ回付

（毎日約2～3社、仕入全体で毎日数品目～約10品目）



【米、野菜等】

- スーパーで現金で購入し、領収書を受領
- 店に戻ってから、購入した材料を冷蔵庫等に搬入するとともに、領収書を経理へ回付

（毎日数品目～約30品目）



軽減税率導入時：仕入に係る区分経理の参考とするため、仕入先に対し、（請求書だけでなく）納品書にも各品目の適用税率を記載するよう依頼

日々の追加作業：納品数量に加え、各品目の適用税率が正しいか確認。適用税率に疑義が生じた場合は仕入先に確認

日々の追加作業①：領収書には品目の明細が記載されていないため、領収書とは別に、軽減税率対象品目に印を付し、適用税率ごとの取引金額が記載された明細を発行するよう依頼

日々の追加作業②：その場で各品目の適用税率が正しいか確認。適用税率に疑義が生じた場合は仕入先に確認

○仕入先ごとに、納品書に基づき仕入を記帳（経理システムに入力）
※うなぎ、酒・調味料は、仕入価格に運送費が含まれているが、魚は、運送費を別途請求される

（税込経理の場合）

4/1	仕入（魚等）	買掛金（A商事）
	46,200	46,200

（税抜経理の場合）

4/1	仕入（魚等）	買掛金（A商事）
	42,000	46,200
	仮払消費税 4,200	

軽減税率導入時：軽減税率に対応した会計ソフトの導入

日々の追加作業：仕入先ごとに、納品書や領収書に基づき適用税率別に仕入を記帳（税込経理の場合）

4/1	仕入（精米）	4,320	買掛金（A商事）	10,920
	仕入（野菜等）	6,600		

（税抜経理の場合）

4/1	仕入（精米）	4,000	買掛金（A商事）	10,920
	仮払消費税	320		
	仕入（野菜等）	6,000		
	仮払消費税	600		

○仕入先ごとに、領収書に基づき仕入を記帳（経理システムに入力）

（税込経理の場合）

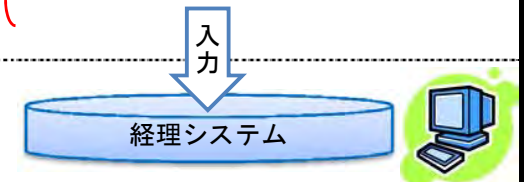
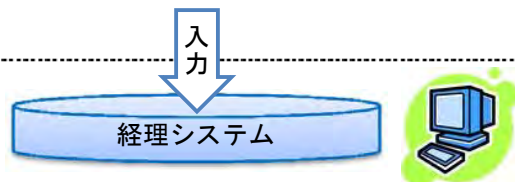
4/1	仕入（精米等）	現金	11,000
			11,000

（税抜経理の場合）

4/1	仕入（精米等）	現金	11,000
			10,000
	仮払消費税		1,000

区分経理

経理事務

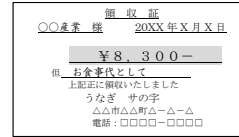


販売

注文受け・調理、会計

- 注文受け・調理
- 会計

・注文のあった商品の番号をレジに入力し、会計
 ・出前や会合などで企業が利用する場合、基本的にはレジから印刷した領収書を発行するが、先方から求められれば手書きの領収書を発行。
 なお、複数の企業の会合で利用される場合は、各企業あてに、割り勘で領収書を発行。



○レジからジャーナル（すべてのレシートの内容が一続きに記載されたもの）を印刷して日締めを行い、経理に回付



○ジャーナルに基づき、売上を記帳（経理システムに入力）

（税込経理の場合）

4/1	現金	110,000	売上(うなぎ等)	110,000
-----	----	---------	----------	---------

（税抜経理の場合）

4/1	現金	110,000	売上(うなぎ等)	100,000
			仮受消費税	10,000

入力

経理システム



店舗業務

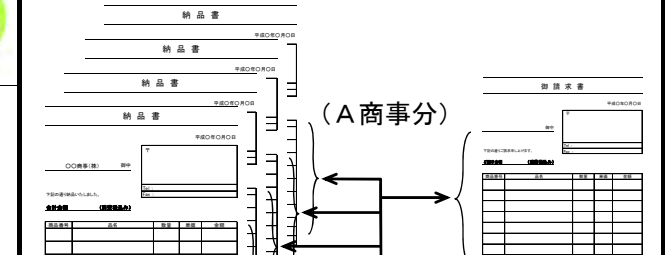
経理事務

決済

納品書と請求書の突合、振込、記帳

- 1か月間の仕入に係る請求書を受領（月末締め・翌月10日払い等）
- 仕入先ごとに1か月間の各納品書を集計し、受領した請求書と突合して、請求金額に誤りがないか確認

（決済件数は毎月約20件
 納品書は毎月約80枚
 仕入全体で延べ約400品目を集計して請求書と突合）



日々の追加作業：仕入先ごとに、1か月間の各納品書に記載された各品目の適用税率を確認しつつ、適用税率ごとに集計し、受領した請求書と突合して、各品目の適用税率及び適用税率ごとの請求金額に誤りがないか確認

- 振込
- 記帳

4/10	買掛金 (A 商事)	普通預金	462,000
	462,000		

入力

経理システム



事業者の業務の流れ【食品加工・卸売業を営む事業者の例】（軽減対象：精米）

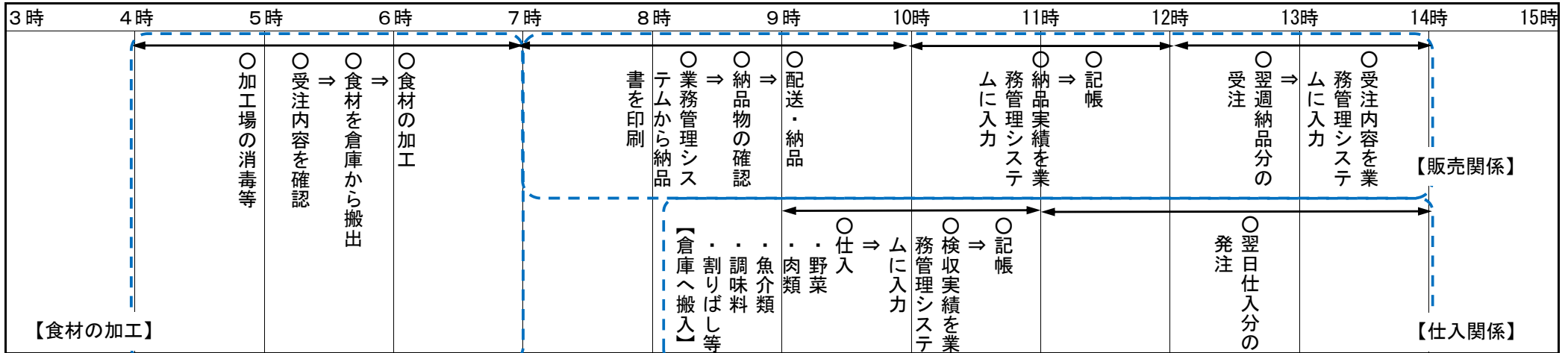
業種	食品加工・卸売業
売上高	約6億円
従業員数	事業主のほか約20名（ほとんどパート） ・事業主：経営全般 ・正社員：経理・決済 ・パート：加工、事務作業（受発注情報のシステム入力）
取扱商品数	数千（食材及び割りばし等の関連資材）
取引先	・仕入：約100社（メーカー、商社、農家等） ・売上：約270社
決済件数	・仕入：約2,000件/月 ・売上：約270件/月
取扱帳票枚数	・仕入：約2,000枚/月（納品書・請求書・領収書等） ・売上：約2,000枚/月（納品書・請求書等）
IT化の状況	・受注：FAX ・発注：電話またはFAX（一部、システムによる発注） ・業務：業務管理システム（受発注管理、在庫管理等） ・経理：会計パッケージソフト（業務管理システムとの連携なし）

- 軽減税率を導入した場合の主な問題点**
- 軽減税率に対応した会計ソフトの導入
 - 軽減税率に対応するため、業務管理システムの改修
 - 受注時の適用税率の入力や、決済時の適用税率の確認のため、業務の増加に対応した人員配置が必要
 - 仕入：・検収時に、各品目の適用税率を確認
・適用税率別に仕入を記帳（区分経理）
 - 売上：・受注時に、業務管理システムに適用税率を入力
・適用税率別に売上を記帳（区分経理）
 - 決済：・納品実績・検収実績を適用税率ごとに集計し、請求書と突合して、各品目の適用税率及び適用税率ごとの請求金額に誤りがないか確認
・値引き・リベートの額の、適用税率別の配分計算

【日々の業務の流れ】

受注	仕入	加工	販売	決済
○受注・システム入力	○発注・システム入力 ○納品 ○検収 ○記帳	○加工	○納品・システム入力 ○記帳	○納品書と請求書の突合 ○振込 ○記帳

【1日の業務の流れ】



日々の業務の流れ【食品加工・卸売業を営む事業者の例】

軽減税率の導入に伴い追加・変更される業務
 ※区分経理の方法は、「区分経理に対応した請求書等保存方式」(B案)を前提

受注
 受注・システム入力

○毎週、各売上先から、翌週1週間分の注文が記載された注文書をFAXで受注

○注文書には、翌週各日に納品する品目や数量のほか、加工に関する指示が記載
 ※例えば、魚の切り身の場合、50グラムを100切、40グラムを80切、30グラムを120切にカットするほか、塩鮭の下味処理、合挽肉の製造、野菜や肉の盛り合わせの製造等、すぐ調理できるようにする処理

〔グラム数や下味処理の有無など、1週間分で、売上先1社当たり約1,000~2,000品目に加工。売上先全体(約270社)では、延べ数万品目に加工。〕

○加工、納品、請求、在庫管理等で必要となるため、受注した内容(納品日、受注した品目及び数量、品目ごとの加工内容等)を業務管理システムに入力

軽減税率導入時：業務管理システムで受発注管理等を行っていることから、

- ・業務管理システムにおいて、受注した各品目の適用税率に関するデータをもつようにし、
- ・適用税率別の集計機能の追加や、請求金額の計算機能の変更、業務管理システムから印刷する納品書や請求書等の各種帳票の様式の変更(請求書は、売上先ごとに異なる様式が定められていることから、すべての売上先の様式を変更)などの業務管理システムの改修を行う必要。

日々の追加作業①：受注後直ちに受注した各品目の適用税率を確認し、業務管理システムに各品目の適用税率を入力

日々の追加作業②：売上先と適用税率に関する認識を共有し、事後のトラブルを防止するため、業務管理システムから適用税率が記載された注文請書を印刷し、各売上先にFAXして売上先に確認を依頼(少なくとも軽減税率導入後しばらくの間や、新たな商品の取扱い開始時には、売上先との確認作業が必要)

売上先ごとに、

- ・○/○(月)、受注した品目・数量・品目ごとの加工内容 等
- ：
- ・○/○(金)、受注した品目・数量・品目ごとの加工内容 等

↓ 入力

業務管理システム

仕入
 発注・システム入力

○主な仕入先は商社、メーカー、農家等

○仕入先に発注

- ・在庫は業務管理システムで管理しており、米、パン等の定番商品は、システムから自動的にFAXで発注
- ・その他の品目は、受注内容にしたがって個別にFAXまたは電話で発注

○発注内容を業務管理システムに入力

仕入先ごとに、

- ・納期、発注した品目・数量

↓ 入力

業務管理システム

事務所業務

経理事務

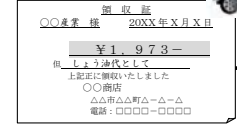
仕入（続き）

納品、検収、記帳

- 商品の受取り（納品）
- 注文数量と納品数量が一致するか確認し（検収）、商品を倉庫へ搬入するとともに、納品書を経理へ回付
 （毎日約100社・1社当たり約20~30品目、仕入先全体で毎日約2,000~3,000品目）



- 売上先の発注忘れなどによる、急な追加受注（しょう油1本等）があった場合は、
 - ・納品（後述）の途中、スーパーで商品を購入
 - ・スーパーでは現金で支払うとともに、領収書を受領

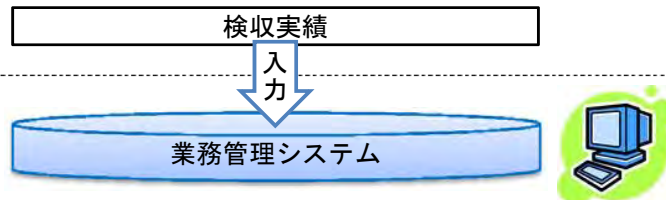


軽減税率導入時：仕入に係る区分経理や販売時の適用税率の参考とするため、仕入先に対し、（請求書だけでなく）納品書にも各品目の適用税率を記載するよう依頼

日々の追加作業①：納品数量に加え、各品目の適用税率が正しいか確認。適用税率に疑義が生じた場合は仕入先に確認

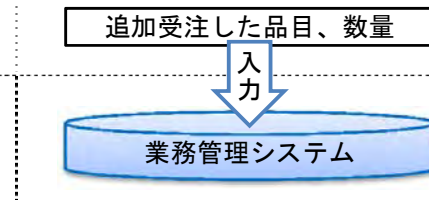
日々の追加作業②：決済の際に、各品目の適用税率の確認や適用税率ごとの集計を行う必要があるため、業務管理システムに各品目の適用税率を入力

- 発注した商品について、実際に検収した納期・品目・数量等（検収実績）を業務管理システムに入力



日々の追加作業①：領収書には品目の明細が記載されていないため、領収書とは別に、軽減税率対象品目に印を付し、適用税率ごとに取引金額が記載された明細を発行するよう依頼

日々の追加作業②：購入の際、その場で適用税率が正しいか確認。適用税率に疑義が生じた場合は仕入先に確認



- 仕入先ごとに、納品書に記載されている金額に基づき仕入を記帳（経理システムに入力）

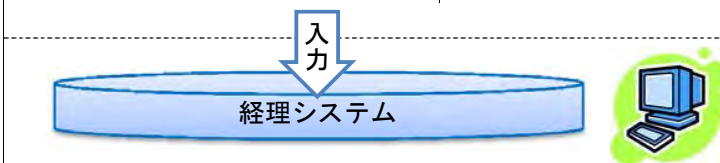
（税込経理の場合）

4/1	仕入（野菜等）	88,000	買掛金（A商事）	88,000
-----	---------	--------	----------	--------

（税抜経理の場合）

4/1	仕入（野菜等）	80,000	買掛金（A商事）	88,000
	仮払消費税	8,000		

区分経理



- 仕入先ごとに、領収書に基づき仕入を記帳（経理システムに入力）

軽減税率導入時：軽減税率に対応した会計ソフトの導入

日々の追加作業：仕入先ごとに、納品書や領収書等に基づき適用税率別に仕入を記帳

（税込経理の場合）

4/1	仕入（精米）	10,800	買掛金（A商事）	87,800
	仕入（野菜等）	77,000		

（税抜経理の場合）

4/1	仕入（精米）	10,000	買掛金（A商事）	87,800
	仮払消費税	800		
	仕入（野菜等）	70,000		
	仮払消費税	7,000		

事務所業務

経理事務

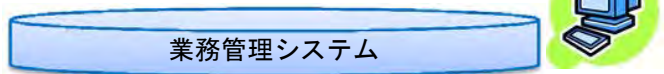
加工

- 業務管理システムから受注明細を印刷し、売上先ごとの受注内容を確認
- 受注内容にしたがって、倉庫から食材を搬出し、加工
※食材のカット、塩鮭の下味処理、合挽肉の製造、野菜や肉の盛り合わせの製造等、すぐ調理できるように加工



【受注明細】
・受注した品目・数量・品目ごとの加工内容 等

印刷



販売

納品

- 業務管理システムから売上先ごとの納品書を印刷し、各売上先に冷蔵車で配送・納品
※納品書には数量のみ記載しており、価格や消費税率・消費税額は記載していない
- 売上先に納品書を手交するとともに、検収を受け、納品書（控）にサインをもらう



軽減税率導入時：売上先が適用税率を確認する必要があるため、（請求書だけでなく）納品書にも各品目の適用税率を記載するよう、業務管理システムを改修

日々の追加作業①：業務管理システムから納品書を出し、納品書に記載されている各品目の適用税率を確認

日々の追加作業②：納品の際、売上先が各品目の適用税率を確認

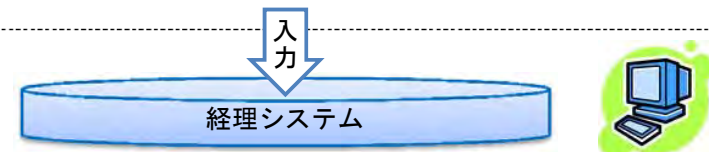
- 帰社後、業務管理システムに納品した実績を入力し、納品書（控）を経理に回付



- 売上先ごとに、納品書（控）に基づき売上を記帳（経理システムに入力）
〔毎日約270社分〕

(税込経理の場合)			
4/1	売掛金(Xストア)	110,000	売上(野菜等) 110,000
(税抜経理の場合)			
4/1	売掛金(Xストア)	110,000	売上(野菜等) 100,000
			仮受消費税 10,000

区分経理



事務所業務

経理事務

日々の追加作業：売上先ごとに、納品書（控）に基づき適用税率別に売上を記帳

(税込経理の場合)

4/1	売掛金(Xストア)	109,600	売上(精米) 21,600
			売上(野菜等) 88,000

(税抜経理の場合)

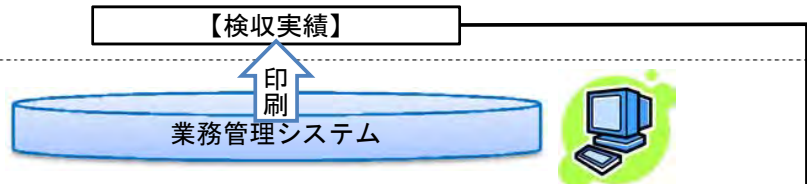
4/1	売掛金(Xストア)	109,600	売上(精米) 20,000
			仮受消費税 1,600
			売上(野菜等) 80,000
			仮受消費税 8,000

決済

【仕入に係る決済】納品書と請求書の突合、振込、記帳

○業務管理システムで仕入先ごとの検収実績を集計し、印刷

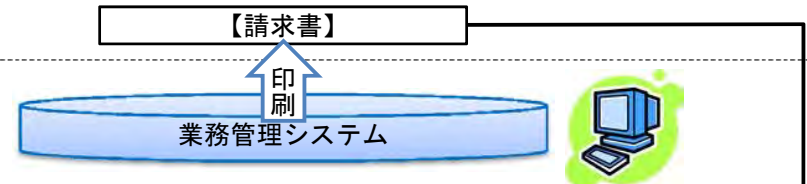
軽減税率導入時：適用税率別の集計機能の追加などの業務管理システムの改修



【売上に係る決済】納品書（控）と請求書の突合、請求、振込確認、記帳

○業務管理システムで売上先ごとの1か月間の納品実績を集計し、売上先ごとの請求書を印刷（月末締め・翌月10日払い等）

軽減税率導入時：適用税率別の集計機能の追加や請求金額の計算機能の変更、請求書の様式変更（軽減税率対象品目の印や、適用税率ごとの取引金額の記載）などの業務管理システムの改修

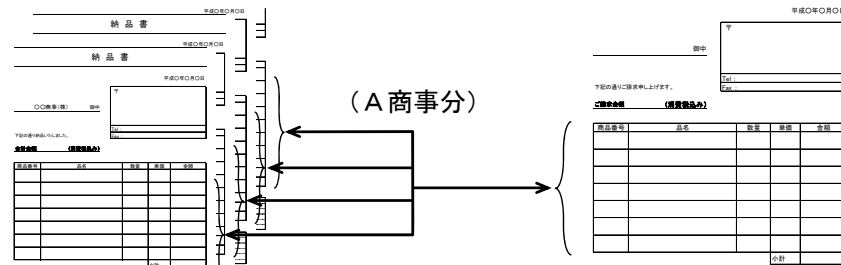


事務所業務

○請求書を受領（仕入の都度、月末締め・翌月10日払い等）

○仕入先ごとに、納品書・検収実績と受領した請求書を突合して、請求金額に誤りがないか確認

（決済件数は毎月約2,000件
仕入全体で延べ数万品目を集計して請求書と突合

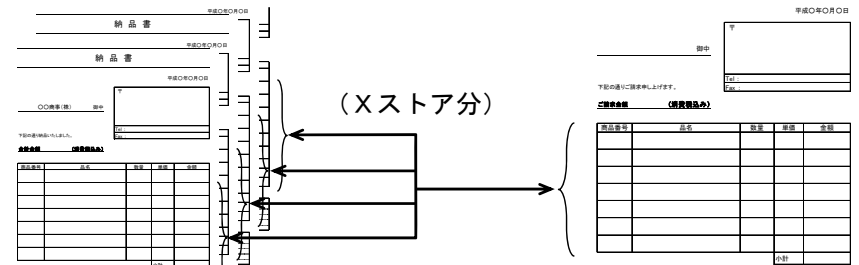


日々の追加作業①：仕入先ごとに、検収実績と受領した請求書を突合して、各品目の適用税率及び適用税率ごとの請求金額に誤りがないか確認

日々の追加作業②：値引きやリベートを受けた場合には、仕入額に占める軽減税率対象品目と標準税率対象品目の比率で按分されているかなど、値引き・リベートの額が合理的に配分されているかを確認

○売上先ごとに、納品書（控）・納品実績と印刷した請求書を突合して、請求金額に誤りがないか確認

（決済件数は毎月約270件
売上全体で延べ数万品目を集計して請求書と突合



日々の追加作業①：売上先ごとに、納品書（控）と印刷した請求書を突合して、各品目の適用税率及び適用税率ごとの請求金額に誤りがないか確認

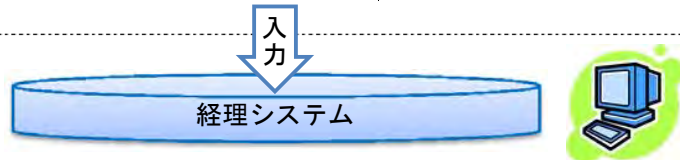
日々の追加作業②：値引きやリベートが発生した場合には、販売額に占める軽減税率対象品目と標準税率対象品目の比率で按分するなど、値引き・リベートの額を合理的に配分

経理事務

○振込

○記帳

4/10 買掛金 (A 商事) 880,000 | 普通預金 880,000

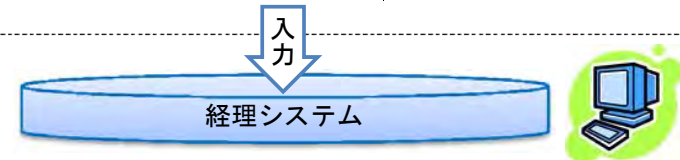


○売上先に請求書を送付

○振込確認

○記帳

4/10 普通預金 1,100,000 | 売掛金 (Xストア) 1,100,000



飲食料品を軽減税率とすることによる影響（軽減対象：精米の場合）

精米の卸売・小売、食品製造、飲食店といった飲食料品関連業種以外の業種、例えば冠婚葬祭業や学校、病院等でも精米を仕入れる場合がある。これらの事業者は、区分経理等の対応が必要となることに留意が必要。

- 飲食料品関連業種以外で、精米を仕入れる業種
 - ・

冠婚葬祭業

：結婚式や精進落としにおける食事の材料
 - ・

学	校
---	---

：学校給食の材料
 - ・

病	院
---	---

：入院患者に対する食事の材料
 - ・

介	護
---	---

：施設介護や通所介護における食事の材料